

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり 支援制度(法律・税制・予算等)の概要

国土交通省都市局
まちづくり推進課

1. 法律・税制・金融支援制度 P.1 ~ P.23
2. 予算制度 P.24~P.32
3. 参考資料 P.33~P.50

1. 法律・税制・金融支援制度

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出による「魅力的なまちづくり」

〔都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）〕

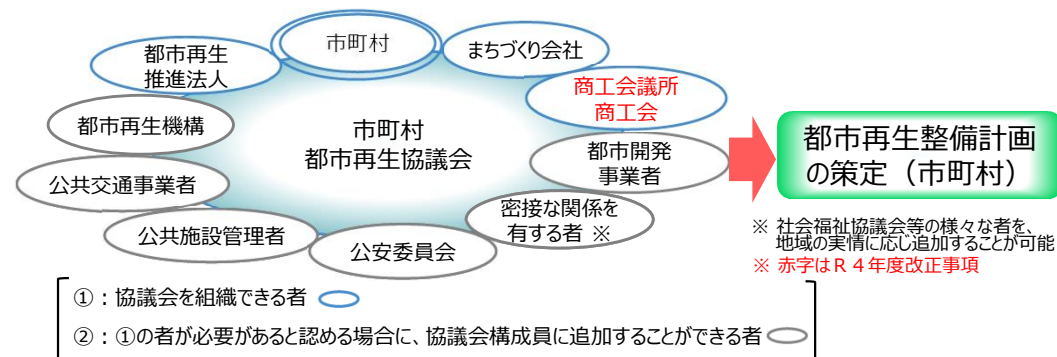
「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに向けた計画の策定・共有

・市町村都市再生協議会*の構成員として、官民の多様な関係者を追加することを可能に（まちづくりの主体である市町村等が、地域の実情に応じ、どのような者を構成員として追加するかを判断）

*市町村都市再生協議会：都市再生整備計画（市町村が作成するまちづくりのための計画）の策定・実施等に関し必要な協議を行う場

・市町村が都市再生整備計画を策定し、官民一体で行う「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を位置付け

[予算]官民連携によるまちづくり計画の策定等を支援



計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出

・市町村等による歩行者滞在空間の創出（街路の広場化等）



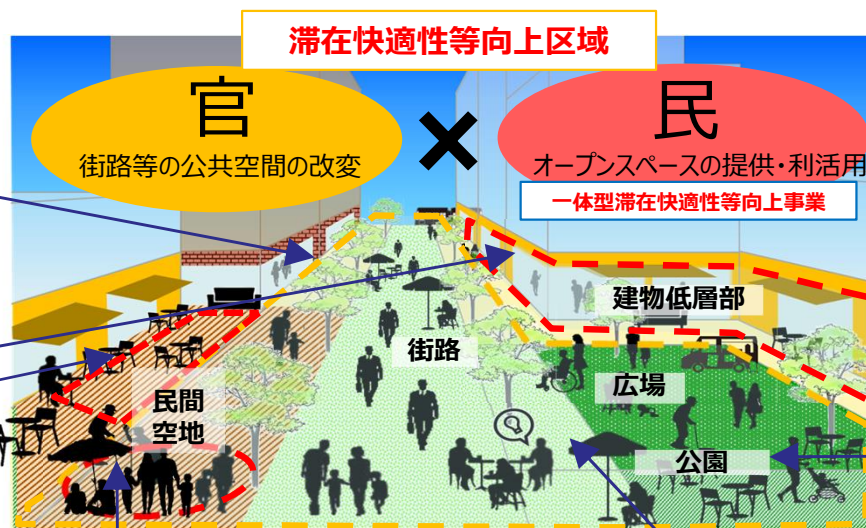
[予算] 交付金等による支援

・民間事業者による民地部分のオープンスペース化 ① や建物低層部のガラス張り化等 ②



[税制] 固定資産税等の軽減
[予算] 補助金による支援

・都市再生整備計画に基づく「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりのための取組を、法律・予算・税制等のパッケージにより支援



・駐車場の出入口の設置を制限（メインストリート側ではなく裏道側に駐車場の出入口を設置）



・民間事業者が公園管理者と締結する協定に基づき、公園内にカフェ・売店等を設置

・都市再生推進法人*がまちづくり活動の一環としてベンチの設置、植栽等により交流・滞在空間を充実化

*都市再生推進法人：NPO、まちづくり会社等の地域におけるまちづくり活動を行う法人（市町村が指定）



[金融] 低利貸付による支援



・イベント実施時などに都市再生推進法人が道路・公園の占用手続を一括して対応

交流・滞在空間の創出の推進

<民有地の活用>

- ① 一体型滞在快適性等向上事業【P.3～P.4】
- ② ウォーカブル推進税制【P.5～P.6】

<公有地の活用>

- ③ 都市公園における官民協定に基づくカフェ等の設置・管理【P.7～P.9】
- ④ 都市公園における看板等の設置/交流滞在施設の設置・管理【P.10】
- ⑤ 普通財産の活用【P.11】
- ⑥ 都市再生推進法人を経由した占用許可等の申請【P.12～P.13】
- ⑦ 都市再生推進法人による交流・滞在空間の充実化に対する金融支援【P.14】
- ⑧ 共同型都市再構築事業【P.15】

交流・滞在空間における歩行者の安全確保・快適性向上

- ⑨ 駐車場出入口の設置制限等【P.16～P.18】

まちづくりへの多様な主体の参画の促進

- ⑩ 都市再生推進法人の業務追加【P.19～P.22】
- ⑪ 市町村都市再生協議会の構成員の拡充等【P.23】

【法律】①一体型滞在快適性等向上事業

- 一体型滞在快適性等向上事業とは、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の民間事業者等（土地所有者等）が、市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業。
- 本事業に対しては、税制特例、法律上の特例等の支援措置が講じられる。

事業の概要

市町村は、以下の事項を都市再生整備計画に位置付け。

- 実施主体：滞在快適性等向上区域内の土地、建物の所有者・借地権等を有する者
- 実施場所：市町村実施事業※（市町村による公共施設の整備又は管理に関する事業）に隣接又は近接する区域
※地域のまちづくり団体や独立行政法人都市再生機構等との適切な役割分担の下、官民協働して高質な管理を行う場合でも対象となる
- 事業内容：市町村実施事業と一体的に実施される滞在快適性等向上施設等（広場、並木、店舗等）の整備又は管理に関する事業（オープンスペースの提供など）及び当該事業と一体となってその効果を高める事業（オープンスペースを活用したイベントの実施など）

★ 併せて、都市再生推進法人のみが対象であった都市再生整備計画の提案制度について、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は一体型滞在快適性等向上事業を実施しようとする者も提案可能に。これにより、民間事業者等が主導してオープンスペースを提供しようとするときに提案制度を活用するなど、都市再生整備計画に一体型滞在快適性等向上事業が位置付けられていない場合も含め、民間発意の計画づくりが行いやすくなる。

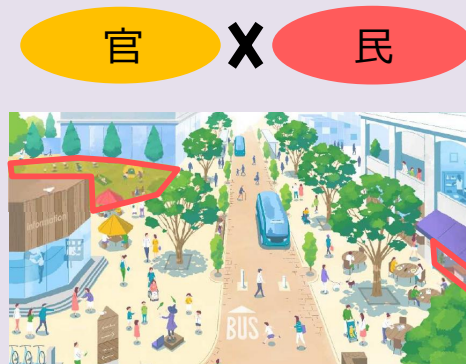
事業のイメージ

<市町村実施事業（例）>

- ・ 車道の一部広場化（歩行空間の充実）
- ・ 道路のカラー舗装等によるまち歩きルートの整備
- ・ 都市公園における芝生広場の整備
- ・ 河川・水辺空間における広場の整備
- ・ 市有地の広場化 など

<一体型滞在快適性等向上事業（例）>

- ・ 民地の広場化
- ・ 建物低層部のガラス張り化
- ・ 店舗軒先を休憩スペースとして開放 など



先進事例

福島県須賀川市「等躬(とうきょう)の庭」の取り組み

- 須賀川市が行う地域交流センターの再建や、回遊性を向上するための道路の高質化（石畳舗装化）等にあわせて、都市再生推進法人が上記施設の隣接地を広場化することで、高質な歩行空間や人々の交流・滞在空間の形成に寄与。



【法律】①一体型滞在快適性等向上事業に対する特例措置

ウォークブル推進税制（固定資産税・都市計画税：R6.3.31まで）

資料P.5～6 (2)

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体
- 対象事業：【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】民地のオープンスペース化（広場化等）
【家屋（固定資産税・都市計画税）】建物低層部のオープン化（ガラス張り化等）

都市公園における官民協定に基づくカフェ等の設置・管理

資料P.7～9 (3)

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人で、対象となる都市公園におけるまちづくり活動の実績のある者
- 内容：公園管理者との協定に基づきカフェ、売店等の設置（併せて園路等の整備を行うことが必要）を行う場合、建蔽率の上限緩和等が可能に

都市再生整備計画の提案

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は一体型滞在快適性等向上事業を実施しようとする者（都市再生推進法人は現行においても提案が可能）
- 内容：市町村に対し、都市再生整備計画の作成等の提案を行うことが可能に

都市公園における看板等の設置

資料P.10 (4)

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体
- 内容：イベントなど地域の催しに関する情報を提供する看板又は広告塔について、都市公園に設置することが可能に

景観計画の提案

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人
- 内容：景観行政団体に対し、景観計画の策定等の提案を行うことが可能に

普通財産の活用

資料P.11 (5)

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人
- 内容：市町村が所有する普通財産について、市町村が都市再生整備計画に定めた内容（普通財産の安価な貸付等）に沿った使用が可能に

都市利便増進協定の締結

- 対象者：一体型滞在快適性等向上事業の実施主体（都市再生推進法人は現行においても締結が可能）
- 内容：一体型滞在快適性等向上事業の実施のために必要があるときは、協定の対象区域等が都市再生整備計画に定められていなくても、都市利便増進協定の締結が可能に

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、民間事業者等（土地所有者等）が、市町村による道路、公園等の公共施設の整備等と併せて民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を行った場合に、固定資産税・都市計画税の軽減措置を講じる。

★特例措置の内容（～令和6年3月31日）

①民地のオープンスペース化に係る課税の特例

- オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間1/2に軽減



税制特例適用イメージ

②建物低層部のオープン化に係る課税の特例

- 低層部の階をオープン化※した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの課税標準額を5年間1/2に軽減

※改修の場合に限る



税制特例適用イメージ

★適用事例

▼川崎市の事例「こすぎコアパーク」令和3年10月竣工

○都市公園と駅施設の分断を解消して、一体的に空間を再整備し、日常の憩い空間を創出



◇再整備前



◇再整備前

▼静岡市の事例「ARTIE（アルティエ）」令和4年2月竣工

○ボウリング場の建替えに合わせ、全天候型の誰でも使える交流広場を整備し、賑わいを創出



◇再整備前



【税制】②ウォーカブル推進税制（制度概要・適用イメージ）

市町村が、都市再生整備計画の区域内に「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）を設定

滞在快適性等向上区域内の民間事業者等（土地所有者等）が市町村の取組と併せて交流・滞在空間を創出する事業（一体型滞在快適性等向上事業）について、市町村が、当該民間事業者等の同意を得て、都市再生整備計画に位置付け

＜事業のイメージ＞

官：車道の一部広場化 民：民地の広場化、建物低層部のガラス張り化

一体型滞在快適性等向上事業により整備した土地・償却資産又は家屋に対して、以下の税制特例①又は②を適用

①【土地（固定資産税・都市計画税）・償却資産（固定資産税）】
オープンスペース化した土地（広場、通路等）及びその上に設置された償却資産（ベンチ、芝生等）の課税標準額を5年間1/2に軽減

＜対象施設＞

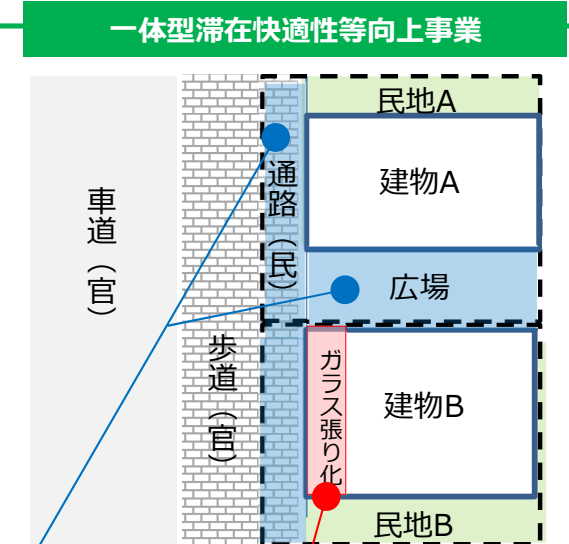
- ア) 土地：道路、通路、公園、緑地、広場その他これらに類するもの
- イ) 償却資産：ア及びアの上に設置される駐輪場、噴水、水流、池、アーケード、柵、ベンチ又はその上屋、街灯、花壇、樹木、並木、電源設備、給排水設備、冷暖房設備その他これらに類するもの

②【家屋（固定資産税・都市計画税）】
低層部の階*1をオープン化（壁の過半について、ガラス等の透明な素材とすること、開閉可能な構造とすること又は位置を後退させること）した家屋（カフェ、休憩所等）について、不特定多数の者が無償で交流・滞在できるスペースの部分*2の課税標準額を5年間1/2に軽減

- *1 建物の一階部分が対象（原則）。ただし、一階以外の階が広場、通路等に接している場合（サンクンガーデンに面する建物の地階部分や歩行者デッキに面する建物の二階部分など）は、当該階が対象（例外）。
- *2 オープン化した低層部の階にあるものに限る。

＜対象施設＞

家屋：食事施設、購買施設、休憩施設、案内施設その他これらに類するもの



- 都市公園も含めた一体的なエリアにおいて「居心地が良く歩きたくなる」まちなかを形成するため、官（市町村まちづくり部局・公園管理者）と民の連携により、民間のノウハウを活用した都市公園における交流・滞在空間の創出を促進する「公園施設設置管理協定制度（通称：都市公園リノベーション協定制度）」を創設。

制度の概要

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の都市公園において民間事業者等*が行うカフェ、売店等（滞在快適性等向上公園施設）の設置・管理やそれにより得られる収益を活用した園路、広場等（特定公園施設）の整備を、市町村が都市再生整備計画に位置付け
 - * 市町村とともにまちづくり活動に取り組んでいる民間事業者等が対象。具体的には、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人であって、当該都市公園におけるまちづくり活動の実績のある者に限定
- 当該都市再生整備計画に基づき公園管理者と民間事業者等が協定（公園施設設置管理協定）を締結した場合、滞在快適性等向上公園施設の設置等について、以下の都市公園法の特例を付与

都市公園法の特例

①設置管理許可期間の延長（10年→20年）

- ・ 協定の有効期間は最長20年
- ・ その期間中に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えない*
 - * 設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証

②建蔽率の上限緩和（2%→12%）

- ・ 通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・ 滞在快適性等向上公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に建蔽率を10%上乘せ

③占用物件の追加（自転車駐車場、看板、広告塔の設置を可能に）

- ・ 協定に基づく場合に限り、自転車駐車場、看板、広告塔を「公園利便増進施設等」（占用物件）として設置可能*
 - * 設置する場合、都市公園の環境の維持・向上を図るための清掃等を行うことが必要



←滞在快適性等向上公園施設(イメージ)

↓制度を活用した公園整備(イメージ)



【参考】官民連携による公園整備事例①（川崎市）

○川崎市と東急株式会社は、武蔵小杉駅周辺地区において、都市公園リニューアル協定制度を締結し、公園施設の整備による日常的な賑わい、憩いの創出や一体的な空間利用による回遊性、利便性の向上等に向けた取組を推進。

○協定締結者 川崎市、東急株式会社

○協定の内容

- ・滞在快適性等向上公園施設：飲食・食物販も可能な休養施設
- ・特定公園施設：ベンチ、植栽等

○東急株式会社が実施する一体型滞在快適性等向上事業

こすぎコアパーク（川崎市管理の都市公園）と隣接する東急武蔵小杉駅間の分断解消のため、東急武蔵小杉駅高架下のフェンス、植栽を撤去、舗装整備し、歩行者空間を創出。

都市公園リニューアル協定制度を
活用して整備する施設のイメージ

↓位置図



- 南町田グランベリーパークでは、町田市と東急電鉄の間でまちづくりプロジェクトの共同推進に関する協定を締結。
- 官民連携により、鶴間公園（町田市）と商業施設（グランベリーパーク）を一連のオープンスペースとして整備。



出典：南町田拠点創出まちづくりプロジェクトHP

【法律】④ 都市公園における看板等の設置/交流滞在施設の設置・管理

都市公園の占用許可の特例

【第46条第14項第1号、第17項第1号、第62条の2第1項】

○ 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）内の都市公園において民間事業者等*¹が行う地域の催しに関する情報を提供する看板又は広告塔*²の設置について、市町村が都市再生整備計画に位置付けた場合、公園管理者は、当該計画に基づき行われた占用許可の申請に対しては、許可を行うものとする。*^{3,4,5}（特例を受ける際は、都市公園の環境の維持・向上を図るための清掃等を行うことが必要）

- * 1 市町村とともにまちづくり活動に取り組んでいる民間事業者等が対象。具体的には、一体型滞在快適性等向上事業のうち市町村による都市公園の整備等と一体的に行われる事業の実施主体に限定。
- * 2 具体的には、文化・芸術・スポーツ等各種イベントの告知を行うための看板や、各種イベントの告知・協賛企業のPRを行うための広告塔。
- * 3 都市公園の占用物件に看板等を追加するとともに、占用許可の見通しが立つようにすることで、地域住民の利便性の向上を図りつつ、民間事業者等がより円滑に看板等の設置を行えるようにするもの。
- * 4 公園管理者に許可を義務付ける期間は、都市再生整備計画の公表から2年。
- * 5 特例制度の運用に当たっては、看板等の設置により得られる収益を一体型滞在快適性等向上事業に要する費用に充てることとしている。



公園内に設置する看板、広告塔のイメージ

公園施設の設置管理許可の特例

【第46条第14項第2号イ、第17項第2号、第62条の2第2項】

○ 滞在快適性等向上区域内の都市公園において民間事業者等が行うカフェ、休憩所等の交流滞在施設の設置・管理について、市町村が都市再生整備計画に位置付けた場合、公園管理者は、当該計画に基づき行われた設置管理許可の申請に対しては、許可を行うものとする。*^{1,2}

- * 1 設置管理許可の見通しが立つようにすることで、民間事業者等がより円滑に交流滞在施設の設置を行えるようにするもの。
- * 2 公園管理者に許可を義務付ける期間は、都市再生整備計画の公表から2年。



交流滞在施設のイメージ

【法律】⑤ 普通財産の活用

- 市町村が所有する普通財産をまちづくり活動のために有効に活用できるよう、民間事業者等に対する**普通財産の安価な貸付等**を「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）における**支援メニュー**として位置付け。

普通財産の活用の流れ

市町村は、**都市再生整備計画**に、民間事業者等*に対する**普通財産の使用に関する事項（普通財産の安価な貸付等）**を記載。

例) 市の所有する空き地をまちづくり会社に安価に貸し付け、まちおこしイベントの実施を支援

例) 市の所有する建物の一室をまちづくり会社に無償で貸し付け、まちづくり会社の運営を支援

* 市町村とともにまちづくり活動に取り組んでいる民間事業者等が対象。具体的には、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体又は都市再生推進法人に限定。

普通財産の安価な貸付等により普通財産を活用する者は、普通財産を活用した賑わい活動を行いつつ、周辺の清掃等の**地域貢献**を行う。

先進事例

岐阜県多治見市

市内の企業による組合（イベント実施等を目的とする組合）が、JR多治見駅北口の市有地（普通財産）を市から時価より安価に借り受け、東濃地域の陶器・タイル文化と先進アートを楽しめる体験型レストラン「Tree by Naked tajimi」を整備・運営している。



< Tree by Naked tajimi >

北海道富良野市

ふらのまちづくり株式会社が、未利用地となっていた2000坪ほどの市有地（普通財産）を市から時価より安価に借り受け、広場やファーマーズマーケット、カフェ等からなる「フラノマルシェ」を整備・運営している。



< フラノマルシェ >

【法律】⑥都市再生推進法人を経由した占用許可等の申請

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）における道路や都市公園の占用許可等の申請について、都市再生推進法人を経由した申請書の提出及び都市再生推進法人による申請手続のサポートを法律に明記。

都市再生推進法人による経由・サポートのメリット

- ◆ 許可権者に対する事前説明の場に立ち会い、申請者と共に説明することで、事前協議を円滑化。
- ◆ 申請者に対し、申請書の記載方法や記載内容のアドバイス（例：同一イベントに複数の出店者がおり、各申請書に共通する記載事項がある場合に、記載内容をアドバイス）を行うとともに、申請者に代わって許可権者に申請書を提出することで、申請者の負担を軽減。

など

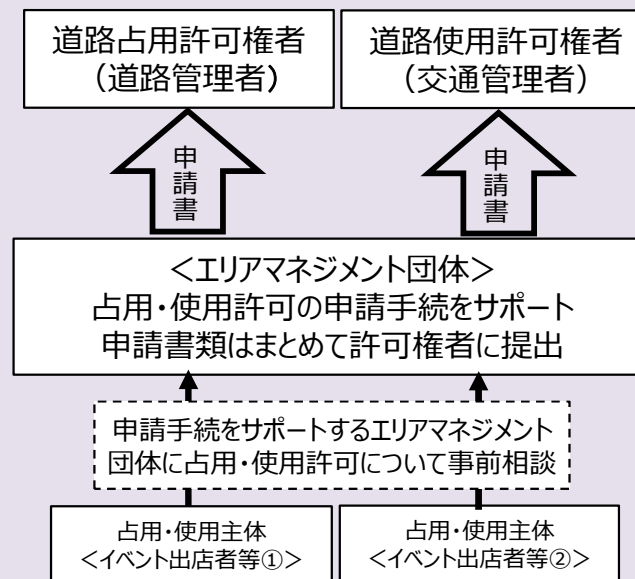
許可権者による市町村への都市再生推進法人の監督の要請

例えば、都市再生推進法人が許可権者に提出しなければならない書類を滞留させるなど、適切に業務が行われていないときは、許可権者は、市町村に対し、必要な監督（例：報告を求める）を行うよう要請することができる。

先進事例

丸の内仲通り（東京都千代田区）

- ・ エリアマネジメント団体が、イベント開催時における複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請書類をまとめて提出。申請書の作成等の手続もサポート。

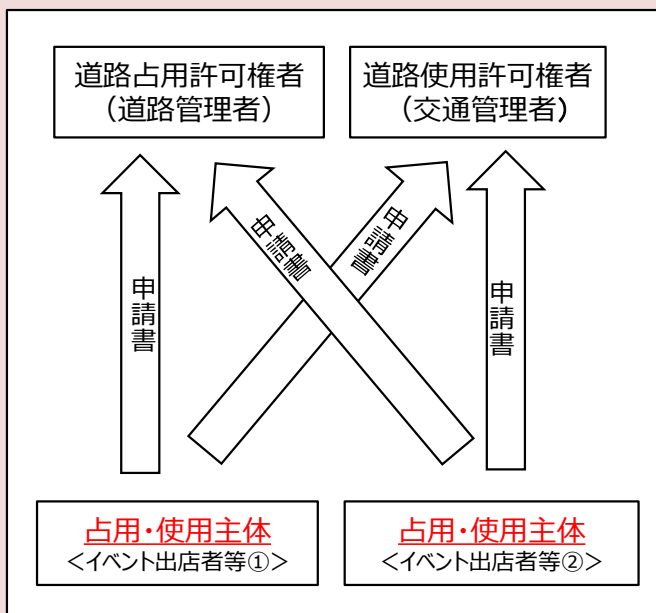


【参考】道路占用許可等の申請手続

A：通常の占用・使用手続

イベント出店者等の個々の主体が、それぞれ道路占用・使用許可の申請手続を実施。

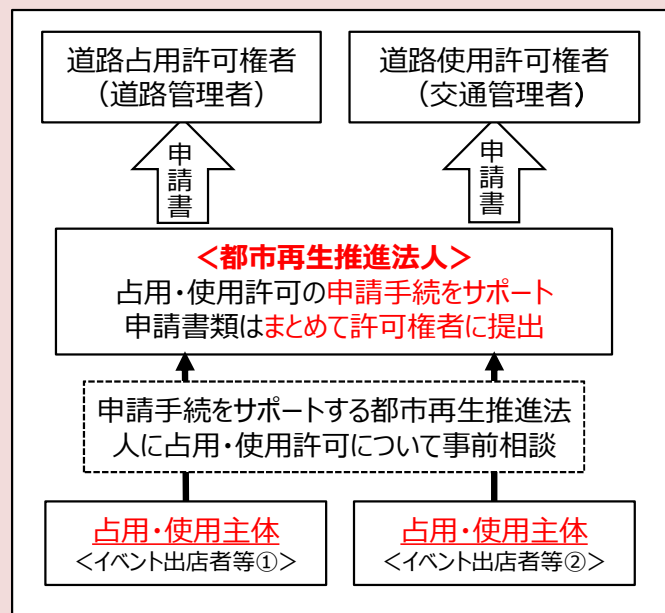
<通常の占用・使用手続のイメージ>



B：都市再生推進法人を経由する場合 <R2都市再生特別措置法改正>

都市再生推進法人が、イベント開催時における複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請書類をまとめて提出。申請書の作成等の手続もサポート。
(占用・使用主体はあくまでイベント出店者等)

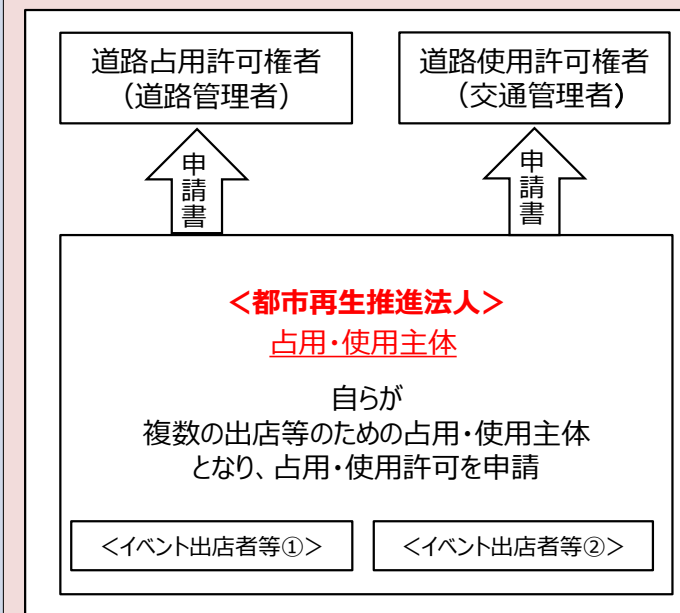
<推進法人を経由した占用・使用手続のイメージ>



C：都市再生推進法人が自ら占用・使用主体となる場合

都市再生推進法人が、イベント開催時における複数の出店等のための道路占用・使用許可の申請を、自ら占用・使用主体となって実施。

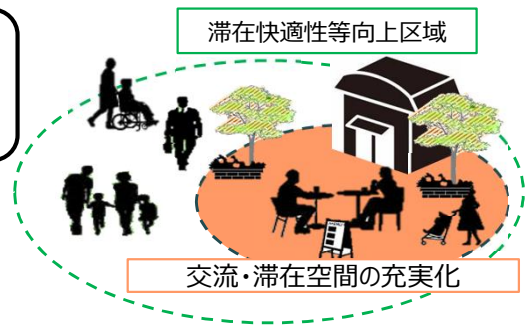
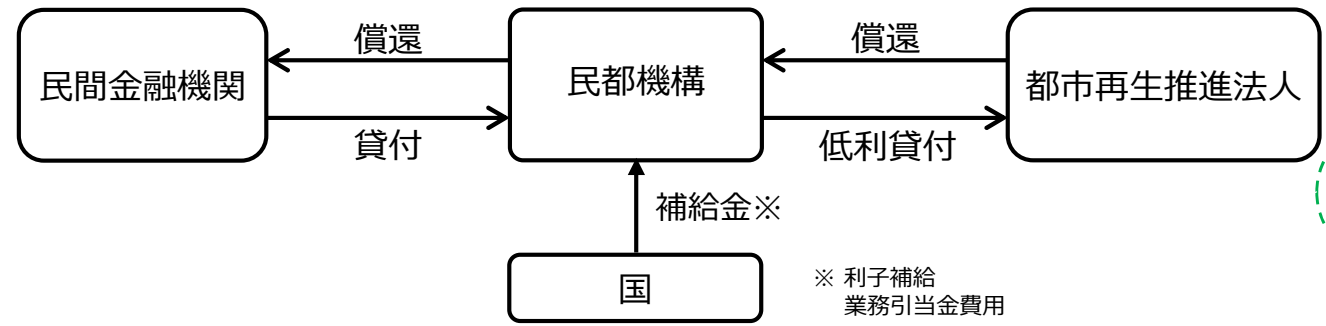
<都市再生推進法人が占用・使用主体となる場合のイメージ>





【金融支援】⑦都市再生推進法人による交流・滞在空間の充実化に対する金融支援

○ 市町村が定める「滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）」において、都市再生推進法人がベンチの設置や植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構が長期にわたる低利貸付を行うことにより事業の円滑化を図り、「居心地が良く歩きたくなる」空間の実現に貢献。



制度利用のための主な要件

<p><対象事業者></p> <ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人 	<p><対象区域></p> <ul style="list-style-type: none"> 滞在快適性等向上区域 						
<p><対象事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ベンチの設置、植栽等（カフェ等も併せて整備）により交流・滞在空間を充実化する事業であること 広場、緑地等の公共施設整備を伴う事業であること 整備される建築物が省エネ基準を満たす事業であること 							
<p><貸付条件></p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>総事業費の1/2</td> </tr> <tr> <td>貸付金利</td> <td>0.1% (期間10年均等分割弁済、R4.6時点)</td> </tr> <tr> <td>貸付期間</td> <td>最長20年</td> </tr> </table>		貸付限度額	総事業費の1/2	貸付金利	0.1% (期間10年均等分割弁済、R4.6時点)	貸付期間	最長20年
貸付限度額	総事業費の1/2						
貸付金利	0.1% (期間10年均等分割弁済、R4.6時点)						
貸付期間	最長20年						

具体例 まちなか商業施設ウォーカブル改修事業（青森県むつ市）

○ 支援内容

- 支援先 田名部まちづくり株式会社
- 貸付額 42百万円

○ 事業詳細

商業施設（スーパーマーケット）のリニューアルに伴い、

- 道路に面した店舗内部のオープンスペース化
- 道路に面した外壁のガラス張り化や修景
- 店舗外構部の飲食店の除去による歩行空間の創出・整備やベンチの設置等

実績等

2020年度～2022年度	支援件数	2件	支援総額	約44百万円
---------------	------	----	------	--------

- 地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度。
- 民都機構は共同事業者として工事費等の一部を負担し、建物竣工後、民都機構の建物持ち分を事業者に譲渡又は賃貸。事業者は建物譲渡代金を20年間以内の半年賦又は10年間以内の一括弁済等で民都機構に返済。



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者

<対象区域>

- ・市街化区域等

<対象事業>

- ・以下のいずれかの建築物を整備する事業であること
(三大都市（東京都特別区、大阪市、名古屋市の旧市街地）の地域は①又は③に限る)
- ①防災上有効な施設（防災備蓄倉庫、退避施設等）を有し、かつ、環境に配慮（CASBEE Aクラス以上等）した建築物
- ②地域の生活に必要な都市機能を有する建築物
※ 教育文化施設、医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、交流・連携施設、情報化基盤施設等を有する建築物
- ③宿泊施設を有する建築物
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
- ・事業区域面積が500㎡以上であること
- ・延床面積が原則2,000㎡以上であること
※ 都市機能誘導区域及び都市再生整備計画区域内では1,000㎡以上（誘導施設※1 整備に関する大臣認定事業は延床面積要件を適用しない）
- ・省エネ基準に適合していること。

<支援限度額>

- ・次のうち、いずれか少ない額
- ①総事業費の50%
- ②公共施設等※2の整備費

（都市機能誘導区域内の大臣認定事業は、公共施設等 + 誘導施設※1、特定都市再生緊急整備地域内の大臣認定事業は、公共施設等 + 整備計画に記載された国際競争力強化施設※3）

- ※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
- ※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）及び建築利便施設（エレベーター、共用通路等）を含む。
- ※3：外国語対応の医療施設、教育・子育て支援施設、国際会議等用施設、研究開発促進施設（新規事業創出促進施設）（床面積1,000㎡以上の施設）。

具体例

さいたま新都心介護施設計画（埼玉県さいたま市）



○支援内容

- (1) 共同事業者 片倉工業（株）
- (2) 支援額 5億円

○事業内容

- (1) 規模 地上3階地下1階、事業区域面積3,518㎡、延床面積4,404㎡
- (2) 用途 介護施設
- (3) 工期 2014年9月～2015年5月

実績

2012年度～2022年度

支援件数 21件 支援総額 約433億円（都市）
支援件数 2件 支援総額 約14億円（港湾）

都市再生整備計画（市町村が策定）

○ **滞在快適性等向上区域**（第46条第2項第5号）…「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域

○ **路外駐車場配置等基準**（第46条第14項第3号（イ））…路外駐車場の配置及び規模の基準

○ **駐車場出入口制限道路に関する事項**（第46条第14項第3号（ロ））
…安全かつ円滑な歩行の確保等を図るため駐車場の自動車の出入口の設置を制限すべき道路に関する事項

○ **集約駐車施設の位置及び規模**（第46条第14項第3号（ハ））

↓
特定路外駐車場
(条例で定める一定規模以上の路外駐車場)

- 市町村長への届出（第62条の9第1項・第2項）
 - ・ 特定路外駐車場を設置しようとする者は、**設置に着手する30日前までに市町村長に届け出なければならぬ**（届出事項の変更についても同様）
- 勧告等（第62条の9第3項・第4項）
 - ・ 市町村長は、届出の内容が路外駐車場配置等基準に適合しない場合、設置者に対して必要に応じて**勧告することができる**
 - ・ 市町村長は、勧告をした場合、必要に応じて**土地の取得のあっせん等の措置を講ずるよう努めなければならない**

↓
出入口制限対象駐車場
(駐車場出入口制限道路の歩行者の安全及び滞在の快適性に及ぼす影響が大きいものとして条例で定める一定規模以上の路外駐車場)

- 出入口の設置制限（第62条の10第1項）
 - ・ 出入口制限対象駐車場設置者等（駐車場出入口制限道路に面する土地に**出入口制限対象駐車場を設置しようとする者又は出入口の位置を変更しようとする者**）は、**自動車の出入口を駐車場出入口制限道路に接して設けてはならない**（やむを得ない場合として条例で定める場合を除く）
- 市町村長への届出（第62条の10第2項・第3項）
 - ・ **出入口制限対象駐車場設置者等は、出入口制限対象駐車場の設置又は出入口の位置の変更に着手する30日前までに市町村長に届け出なければならない**
- 勧告・命令（第62条の10第4項・第5項）
 - ・ 市町村長は、届出の内容が出入口の設置制限規定に適合しない場合、設置者に対して必要に応じて**勧告することができる**（出入口の位置に関する設計の変更等）
 - ・ 市町村長は、設置者が勧告に係る措置をとらなかった場合、安全かつ円滑な歩行の確保に特に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該勧告に係る措置について**命ずることができる**

○ 歩行者の安全の確保等についての配慮（第62条の11）

- ・ 現に駐車場出入口制限道路に接して出入口制限対象駐車場の出入口を設置している者等は、安全かつ円滑な歩行の確保等についての適正な配慮をして当該駐車場を運営しなければならない

↓
附置義務駐車施設
(条例で定める一定規模以上の建築物に設置が義務付けられる駐車施設)

- 附置義務駐車施設の集約化（第62条の12）
 - ・ 附置義務条例により、**集約駐車施設等への駐車施設の設置を義務づけることが可能**（駐車場法（現行））

附置義務条例に基づき当該建築物の敷地内に駐車施設を設置

↓
駐車場法の特例

3パターンの附置義務条例が制定可能に

 - ① 集約駐車施設内に設置させる
 - ② 建築物の敷地内に設置させる
 - ③ ①か②のどちらかに設置させる

- 出入口の設置制限（第62条の12）
 - ・ 附置義務条例により、条例で定める規模以上の附置義務駐車施設について、**自動車の出入口を駐車場出入口制限道路に接して設けることを制限する旨を規定することが可能**

【法律】⑨ 駐車場出入口の設置制限等-路外駐車場-

まちなかのメインストリート等における 路外駐車場の出入口規制

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、メインストリートなどの交流・滞在空間として重要な道路を「駐車場出入口制限道路」に指定し、路外駐車場からの自動車の出入りを抑制。
- 歩行者の安全性・快適性が向上。沿道のオープンスペースでの交流・滞在や様々なイベント等の実施がしやすい公共空間を形成。

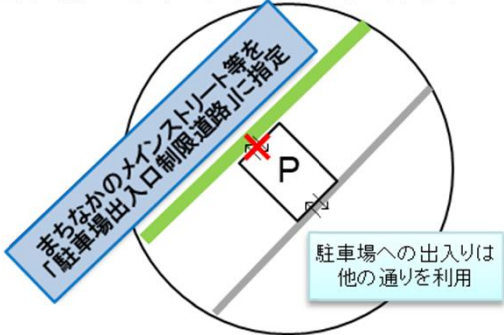
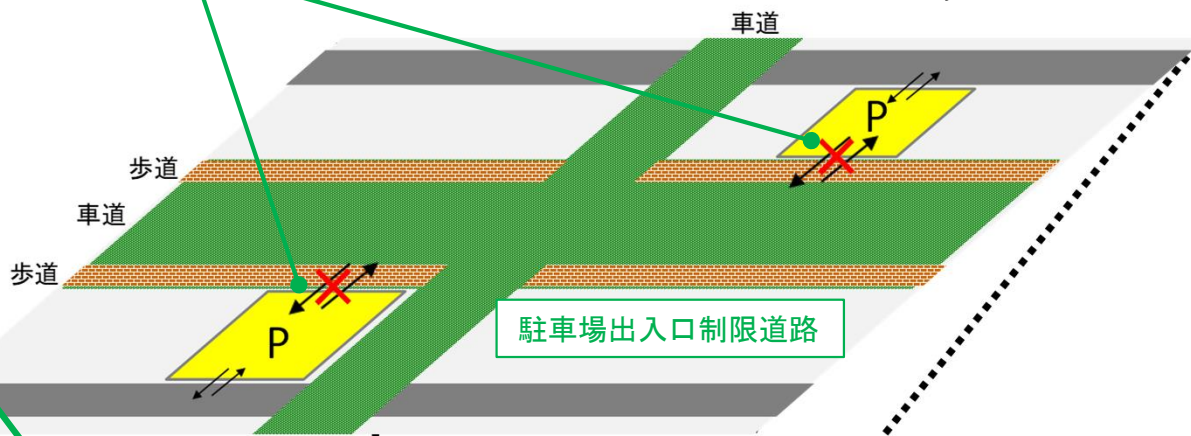
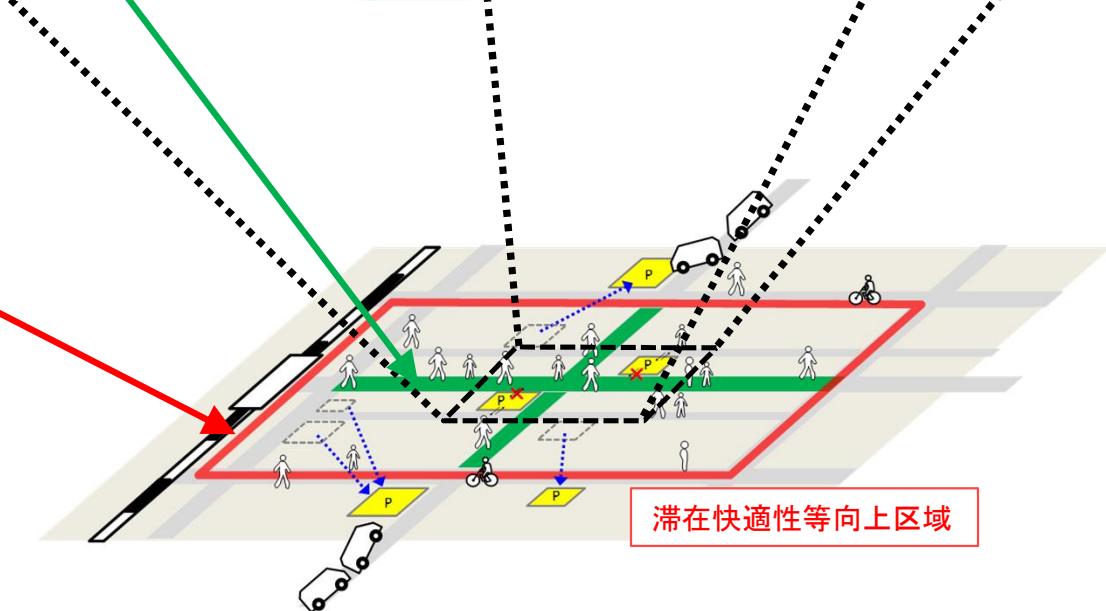
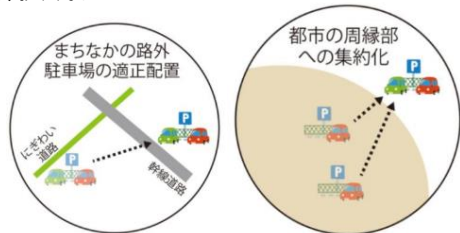


Photo by Norihito Yamauchi



まちなかの路外駐車場の面的な配置適正化

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、予め定めた基準に基づき路外駐車場の設置を誘導する等、まちなかの路外駐車場の配置を適正化。
- フリンジ駐車場の設置による区域内への自動車流入の抑制、自動車と歩行者の動線の分離等により、安全・快適で歩きやすいまちなかを形成。



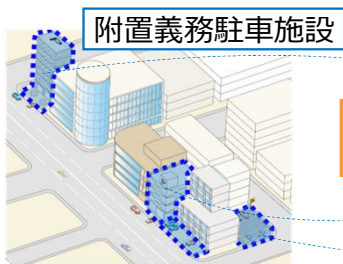
【法律】⑨ 駐車場出入口の設置制限等-附置義務駐車施設-

附置義務駐車施設の集約化

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、附置義務駐車施設を集約化することにより、安全・快適で歩きやすいまちなかを形成。

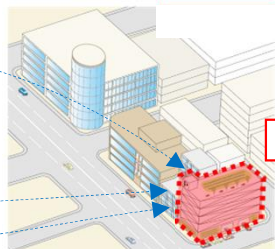
駐車場法（現行）

条例に基づき当該建築物の敷地内に駐車施設を設置



駐車場法の特例

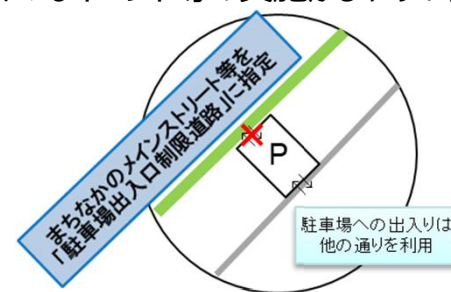
- 3パターンの条例が制定可能に。
- ① 集約駐車施設内に設置させる
 - ② 建築物の敷地内に設置させる
 - ③ ①か②のどちらかに設置させる



集約駐車施設

まちなかのメインストリート等における附置義務駐車施設の出入口規制

- 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）において、メインストリートなどの交流・滞在空間として重要な道路を「駐車場出入口制限道路」に指定し、附置義務条例で定める規模以上の附置義務駐車施設からの自動車の出入りを抑制。
- 歩行者の安全性・快適性が向上。沿道のオープンスペースでの交流・滞在や様々なイベント等の実施がしやすい公共空間を形成。



集約駐車施設

滞在快適性等向上区域

駐車場出入口制限道路

集約駐車施設

【法律】⑩都市再生推進法人の業務追加

法律に新たに規定する業務内容

- ・エリアマネジメント活動（公共空間の整備・管理、情報発信、イベントの実施等）【第10号】
- ・「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成を目指す区域（滞在快適性等向上区域）における道路や都市公園の占用許可等の申請手続の経由事務及びサポート【第11号】
- ・公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性等向上公園施設（カフェ、売店等）の設置・管理等【第6号】

エリアマネジメント活動の事例

（一社）美園タウンマネジメント（埼玉県さいたま市）

川沿いの遊歩道整備（県+市）の進捗に合わせ、住民・企業などとの連携による遊歩道やその周囲の除草・清掃活動を展開。

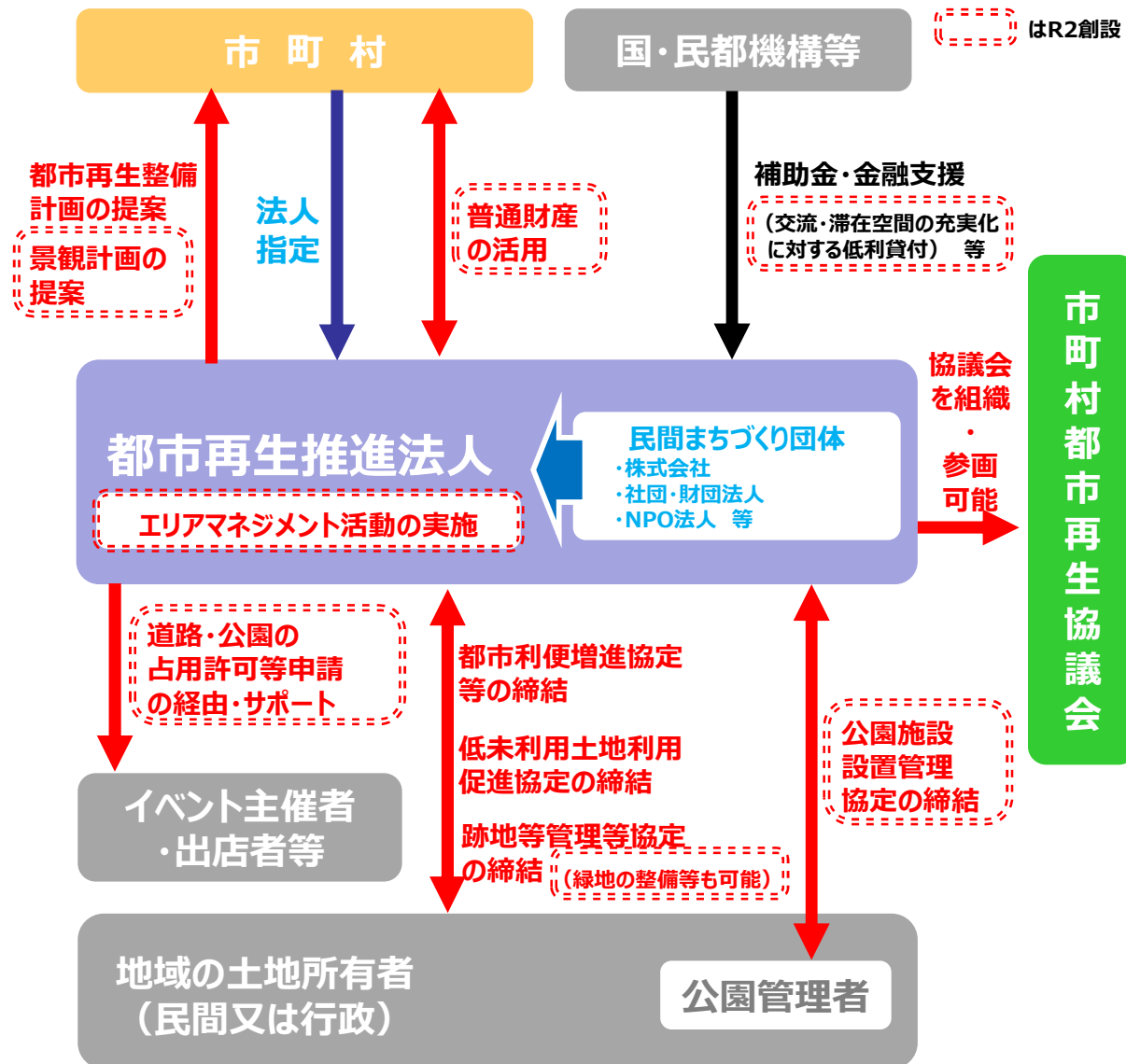


札幌大通まちづくり株式会社（北海道札幌市）

大規模な歩行者天国を運営し、大道芸イベントや路上での音楽祭などの取組を展開。



（参考）都市再生推進法人制度のスキーム



- ★ 法に基づく指定を受けることにより、団体の信用度・認知度を向上
- ★ 法に基づく指定プロセスを経ることで、公平性・透明性を確保
- ★ 指定された団体には、まちづくり活動のコーディネーターや推進主体としての役割を期待

【参考】都市再生推進法人等が活用できる制度①

■ 計画の提案

(※1)一体型事業者とは、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体 (※2)その他まちづくり団体とは、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社等

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者(※1)	その他まちづくり団体(※2)
都市再生整備計画の作成等の提案	・都市再生推進法人又は 一体型事業者 は、都市再生整備計画の作成や変更を市町村に提案することができる。	○	○	-
都市計画の決定等の提案	・都市再生推進法人は、自らの業務として公共施設の整備等を適切に行うために必要な都市計画の決定又は変更を市町村に提案することができる。	○	-	-
滞在快適性等向上区域内における景観計画の作成等の提案	・都市再生推進法人又は 一体型事業者 は、滞在快適性等向上区域内において、 景観計画の作成や変更を景観行政団体に提案することができる。	○	○	-

■ 協定への参画

(※1)一体型事業者とは、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体 (※2)その他まちづくり団体とは、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社等

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者(※1)	その他まちづくり団体(※2)
滞在快適性等向上公園施設の設置・管理のための協定への参画	・都市再生推進法人又は 一体型事業者 は、滞在快適性等向上区域内の都市公園において、滞在快適性等向上公園施設（まちなかの滞在の快適性等の向上や公園の利便増進に資する公園施設）の設置・管理や、園路、広場等の整備等のための協定を公園管理者と締結することができる。 協定締結により、新たに設置されるカフェ、売店等の建蔽率の上限の緩和など都市公園法の特例措置を受けることができる。	○	○	-
都市利便増進協定への参画	・都市再生推進法人又は 一体型事業者 は、都市再生整備計画に記載された区域内の土地所有者等とともに、都市利便増進施設の一体的な整備等に関する協定を締結することができる。	○	○	-
低未利用土地利用促進協定への参画	・都市再生推進法人は、低未利用土地の所有者等と協定を締結して、都市再生整備計画に記載された居住者等利用施設の整備等を行うことができる。	○	-	-
跡地等管理等協定への参画	・都市再生推進法人は、立地適正化計画に記載された跡地等管理区域内で跡地等の所有者等と跡地等管理等協定を締結して、当該跡地等の 管理、当該跡地等における緑地等の整備等 を行うことができる。	○	-	-
(参考) 立地誘導促進施設協定への参画	・地域コミュニティや都市再生推進法人等による交流広場やコミュニティ施設などの整備・管理を促進するための立地誘導促進施設協定へ参画することが考えられる。	※都市再生推進法人にとって、まちづくり活動を行いやすくなるというメリットがあるため参考掲載		

【参考】都市再生推進法人等が活用できる制度②

■ その他都市再生特別措置法に基づく特例

(※1)一体型事業者とは、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体

(※2)その他まちづくり団体とは、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社等

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者(※1)	その他まちづくり団体(※2)
都市公園における看板等の設置(占有許可の特例)	・一体型事業者は、滞在快適性等向上区域内の都市公園において、地域の催しに関する情報を提供する看板等を設置することができる(清掃等を行うことが必要)。	- (一体型事業者になれば適用可能)	○	
普通財産の活用	・都市再生推進法人又は一体型事業者は、滞在快適性等向上区域内において、都市再生整備計画に基づき普通財産の安価な貸付などを受けることができる(清掃等を行うことが必要)。	○	○	-
道路・都市公園の占有許可等の申請手続の経由・サポート	・都市再生推進法人は、滞在快適性等向上区域内における道路や都市公園の占有許可等について、申請手続の経由事務及びサポートを行うことができる。	○	-	-
誘導施設に係る都市再開発法の特例	・都市再生推進法人は、立地適正化計画に位置付けられた誘導施設を整備する場合、公募によることなく保留床等を取得することができる。	○	-	-
市町村都市再生協議会の組織	・都市再生推進法人は、都市再生整備計画・立地適正化計画の作成や実施に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。	○	-	-
市町村や国等による支援	・都市再生推進法人は、国及び市町村並びに民間都市開発推進機構から、情報の提供や助言等を受けることができる。	○	-	-

■ 税制特例

(※1)一体型事業者とは、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体

(※2)その他まちづくり団体とは、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社等

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者(※1)	その他まちづくり団体(※2)
ウォークブル推進税制	・滞在快適性等向上区域内において、市町村による公共施設の整備等と併せて一体型事業者が民地のオープンスペース化や建物低層部のオープン化を実施した場合、固定資産税・都市計画税の税制特例(5年間課税標準額を1/2に軽減)を受けることができる。	- (一体型事業者になれば適用可能)	○	-
(参考)都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例	・都市再生推進法人(公益社団法人・公益財団法人である等の要件を満たすものに限る。)が行う立地適正化計画又は都市再生整備計画に基づく都市開発事業、誘導施設等の整備に関する事業、低未利用土地の利用等に関する事業等のために土地等を譲渡した場合、土地所有者等は、税制特例(軽減税率、1500万円特別控除)を受けることができる。	※本特例は土地所有者等が対象 ※都市再生推進法人にとって、まちづくり活動を行いやすくなるというメリットがある特例であるため参考掲載		

【参考】都市再生推進法人等が活用できる制度③

<赤字はR2年度から創設・拡充された部分>

■ 財政支援

(※1)一体型事業者とは、一体型滞在快適性等向上事業の実施主体

(※2)その他まちづくり団体とは、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、まちづくり会社等

項目	概要	都市再生推進法人	一体型事業者(※1)	その他まちづくり団体(※2)
官民連携まちなか再生推進事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人は、まちづくり活動に取り組む者に対するワークショップの開催等の普及啓発事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。 都市再生推進法人は、エリアプラットフォームの構成員となってまちづくり活動の社会実験等（道路上でのオープンカフェの設置や低未利用地を活用した休憩スペースの創出等）を行う場合、その実施費用の補助を受けることができる。 	○	-	○
都市安全確保促進事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人は、都市再生緊急整備地域における都市安全確保計画又は主要駅周辺等におけるエリア防災計画の素案の作成を行う場合、作成費の補助を受けることができる。 	○	-	-
都市・地域交通戦略推進事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人は、都市・地域総合交通戦略や立地適正化計画等に基づき、歩道、駐車場、自由通路等を整備する事業を行う場合、事業費の補助を受けることができる。 	○	-	-
まちなかウォークブル推進事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人は、都市再生整備計画に関連事業として位置づけられた「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりに資する事業（民間の土地・施設をリノベーションし公共空間として開放等）を行う場合、事業費の補助を受けることができる。 	○	○	○
都市再開発支援事業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人は、エリアマネジメント活動を行う組織体制の構築、エリアのプロモーション活動の実施など、市街地再開発事業完了後の持続的なエリア価値向上のためのまちづくり活動を行う場合、活動費の補助を受けることができる。 	○	-	○
都市環境維持・改善事業資金（エリアマネジメント融資）の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人（一般社団法人・一般財団法人又は地方公共団体から1/4以上の出資を受けている第3セクター法人に限る。）は、地域住民や来訪者のための交流施設の整備、空き地・空き店舗の活用など、エリアマネジメントを目的とする事業を行う場合、無利子貸付を受けることができる。 	○	-	○
まちづくりファンド支援事業（民都機構による支援）の活用	<ul style="list-style-type: none"> 都市再生推進法人は、クラウドファンディングを活用して行われる住民等によるまちづくり事業に対して助成等を行う「まちづくりファンド（クラウドファンディング活用型）」を組成する場合、民間都市開発推進機構による資金拠出を受けることができる。 活動や取組自体への共感を持つ人々の寄付（ふるさと納税）等の「志ある資金」による資金拠出を受けながら、協定をもとに一定エリア内で自立的に行われるまちづくり活動に対して助成等を行う「まちづくりファンド（共助推進型）」を組成する場合、民間都市開発推進機構による資金拠出を受けることができる。 	○	-	○

【法律】⑪市町村都市再生協議会の構成員の拡充等

- 官民の関係者が広く参画してまちづくりのビジョンを検討・共有できるよう、トランジットモール化や公共空間を活用したイベントの実施に際して関係が深い公共交通事業者、公共施設管理者、公安委員会等を市町村都市再生協議会の構成員に追加することができる者として位置付け。
- 併せて、関係者の努力義務として、都市の再生に関する情報の共有その他相互の連携及び協力を規定。
 ※ まちづくりにおける市町村との連携を促進するため、商工会議所・商工会を協議会を組織できる者として新たに追加。

市町村都市再生協議会の構成員等

※赤字はR4年度改正事項

① 協議会を組織することができる者

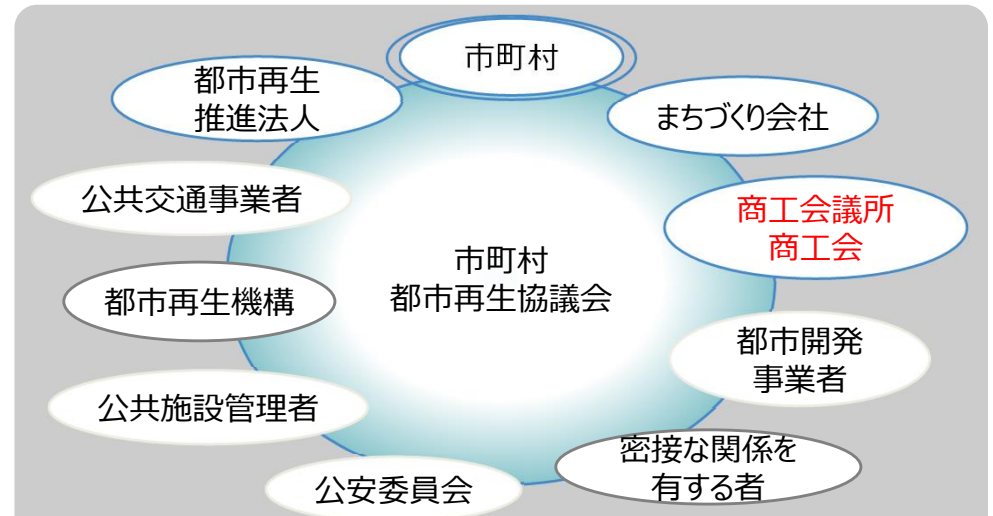
- ・市町村
- ・都市再生推進法人、防災街区整備推進機構、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、歴史的風致維持向上支援法人
- ・ **商工会又は商工会議所であって、まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とするもの**
- ・上記法人に準ずるNPO法人等

② 構成員に加えることができる者

- ・関係都道府県、UR、地方住宅供給公社、民間都市開発推進機構
- ・都市再生整備計画の区域内において公共公益施設を整備・管理し、又は都市開発事業を施行する民間事業者、誘導施設等の整備に関する事業を実施する民間事業者
- ・関係公共交通事業者、関係公共施設管理者、関係公安委員会
- ・まちづくり団体や商工会、福祉・医療関係者等のまちづくりの推進を図る活動を行う者その他都市再生整備計画等に関し密接な関係を有する者

③ 協議会が協力を要請することができる者

- ・関係行政機関（都道府県や隣接市町村等）
- ・その他必要な者 等



※ 社会福祉協議会等の様々な者を、地域の実情に応じ追加することが可能

- ①：協議会を組織できる者 ○
- ②：①の者が必要であると認める場合に、協議会構成員に追加することができる者 ○

2. 予算制度

【税制・予算等】ウォーカブル関連事業のイメージ

官民連携まちなか再生推進事業（エリアプラットフォーム活動支援事業）

エリアプラットフォームの構築（官民の様々な人材が集積）



未来ビジョンの策定（エリアの将来像を明確にして共有）

「居心地が良く歩きたくなる」空間の整備
 まちなかウォーカブル推進事業
 ウォーカブル推進税制



街路・公園・広場等の既存ストックの修復・改変

官民連携による持続的なまちづくり活動



公共空間等を活用した社会実験・データ収集

公共空間の利活用
 まちなか公共空間等
 活用支援事業



デッキを活用した
 賑わい創出

まちづくりを担う人材の育成

都市行政研修（国土交通大学校）
 新たな都市空間創造スクール（国土交通省）

官民連携まちづくりに関する知識・手法を習得



官民連携まちづくりの機運醸成

官民連携まちなか再生推進事業
 （普及啓発事業）

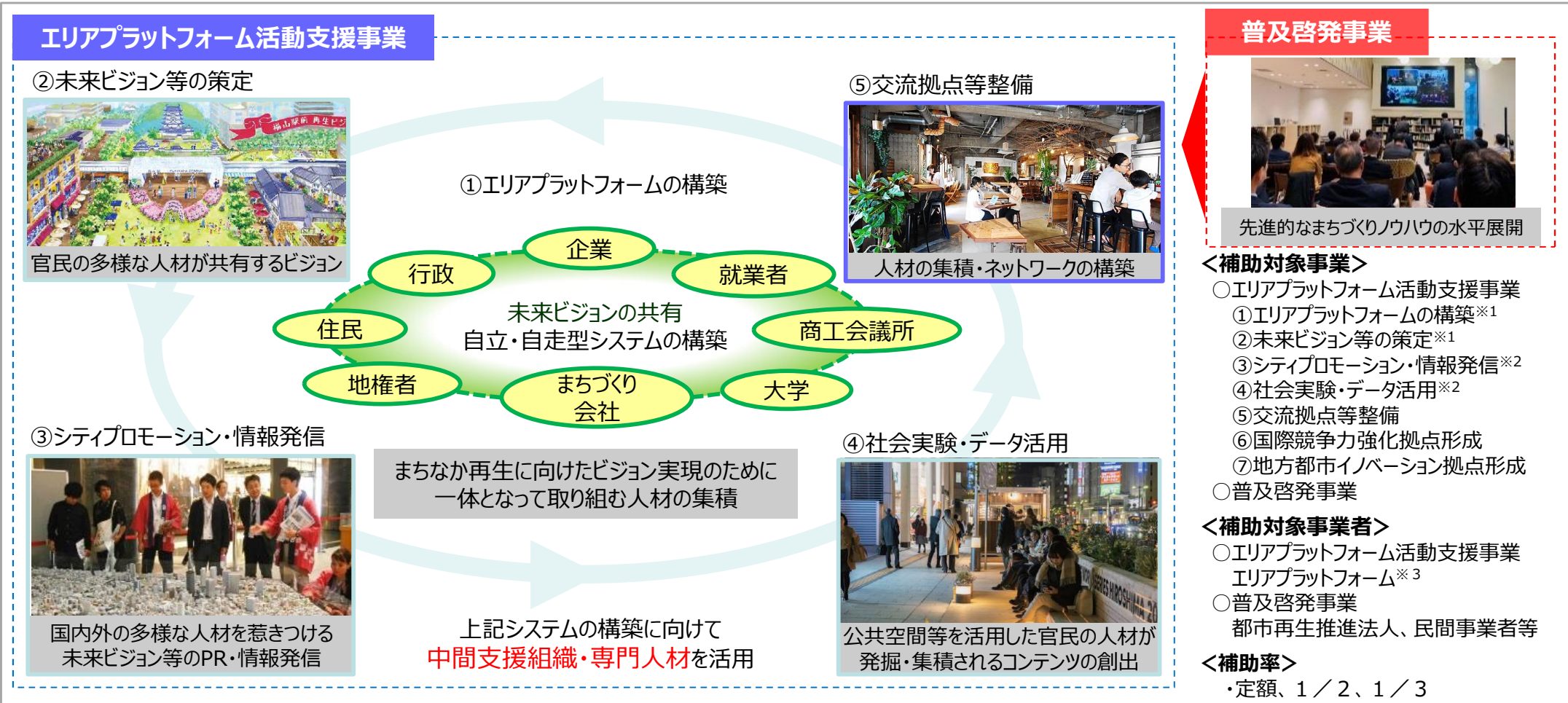
先進的なまちづくりノウハウ等の水平展開



※上記は、「官民連携まちなか再生推進事業」を中心に、ウォーカブル関連事業との関連性を示したイメージです。
 ウォーカブル関連事業の活用にあたり、必ずしも上記イメージのとおりとするものではありません。

官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援



※ 1：新規に取り組む「エリアプラットフォーム構築」と「未来ビジョン等策定」については、単年度あたり合計1,000万円を上限とする。（最大2年間 ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナウイルス感染症拡大を契機としたビジョンを策定するものに限り、最大3年間）

※ 2：1事業あたり1年間に限る。 ※ 3：「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」における準備段階においてのみ、市区町村を補助対象とすることができる。

官民連携まちなか再生推進事業の補助対象事業

項目	内容	対象区域	補助対象事業者			補助率
			エリアプラットフォーム	都市再生推進法人	民間事業者	
①プラットフォーム構築	未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの形成・運営に要する費用	全国	○ ^{※1} ○ ^{※2}	-	-	新規：定額 ^{※3}
②未来ビジョン等の策定	未来ビジョンやアクションプログラムの策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）	全国	○	-	-	新規：定額 ^{※3} 改定：1/2
③シティプロモーション・情報発信	まちづくりの担い手や就業者、来訪者など国内外の多様な人材を惹きつけるために行うシティプロモーション及び情報発信に要する費用（web作成、セミナー開催、専門人材活用等）	全国	○	-	-	1/2 ^{※4}
④社会実験・データ活用	都市の魅力や国際競争力を強化するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や外国人就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）	全国	○	-	-	1/2 ^{※4}
⑤交流拠点等整備	地域交流創造施設	コワーキング・交流施設（地域住民や就業者等が交流することで、新しい働き方や暮らし方に資する取組を促進する施設）の整備に要する費用	○	-	-	1/3 ^{※5}
	国際交流創造施設	国際交流創造施設（国内外の多様な人材が交流することでビジネス創出を図る機能を有した施設）の整備に要する費用	○	-	-	1/3
⑥国際競争力強化拠点形成	「国際競争力強化拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シティプロモーション・情報発信 iii) 社会実験・データ活用 iv) 起業支援・人材育成 v) 他都市との連携に資する ii) から iv) までの取組	特定都市再生緊急整備地域	○	-	-	定額、1/2
⑦地方都市イノベーション拠点形成	「地方都市イノベーション拠点形成計画」に記載された以下の事業に要する費用 i) 連携ビジョン等の策定 ii) シティプロモーション・情報発信 iii) 社会実験・データ活用 iv) 起業支援・人材育成 v) 他都市との連携に資する ii) から iv) までの取組	全国 （東京都特別区、大阪市及び名古屋市の旧市街地を除く）	○	-	-	定額、1/2
⑧普及啓発事業	まちづくり課題に対し、様々なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップの開催、継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営に係る経費	全国	-	○	○	定額

※1： エリアプラットフォーム形成の準備段階においてのみ、地方公共団体を補助対象とする。

※2： 法定協議会は、エリアプラットフォームの要件を満たすもののみ対象とする。

※3： 新規に取り組む「プラットフォーム構築」と「未来ビジョン策定」については、合計年額1,000万円を上限とする。
(最大2年間。ただし、試行・実証実験を行いながら、新型コロナ危機を契機としたビジョンを策定するものに限り最大3年間。)

※4： 1事業あたり1年間に限る。

※5： 低未利用土地権利設定等促進計画、立地誘導促進施設協定、低未利用土地利用促進協定の区域も対象とする。

実施フロー	実施主体	補助対象例
<p>エリアプラットフォームの構築</p> <p>未来ビジョン等の策定</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>補助対象例</p> <p>エリアプラットフォームの構築・未来ビジョン等の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エリアプラットフォームの形成・運営に要する費用 ○未来ビジョン等の策定に要する費用（試行・実証実験、データ収集・分析、専門人材活用、勉強会等）  <p>ビジョンの策定</p> 
<p>未来ビジョン等に基づく</p> <p>シティプロモーション・情報発信</p> <p>社会実験・データ活用</p> <p>交流拠点等整備</p> <p>の実施</p>	<p>エリアプラットフォーム</p>	<p>未来ビジョン等に基づく各種取組</p> <div data-bbox="504 694 1052 758" style="border: 1px solid blue; padding: 5px;"> <p>シティプロモーション・情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域の魅力をPRする国内外でのプレゼンテーションやイベント等を実施  <ul style="list-style-type: none"> ○地域の魅力をまとめたパンフレットやウェブサイト等の作成・発信  </div> <div data-bbox="1064 694 1624 758" style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>社会実験・データ活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新しい生活様式に沿った弾力的パブリック空間活用と効果検証を実施  </div> <div data-bbox="1635 694 2195 758" style="border: 1px solid pink; padding: 5px;"> <p>国際競争力強化拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大都市の国際競争力の強化に資する、連携ビジョンの策定、実証実験、起業支援等の取組を実施   </div> <div data-bbox="1064 1125 1624 1189" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>交流拠点等整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存施設のリノベーションによるコワーキング施設・交流施設の整備  </div> <div data-bbox="1635 1125 2195 1189" style="border: 1px solid green; padding: 5px;"> <p>地方都市イノベーション拠点形成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地方都市のイノベーション拠点の形成に資する、連携ビジョンの策定、実証実験、起業支援等の取組を実施   </div>

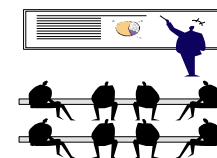
先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に水平展開する普及啓発事業

- i) 都市の課題解決をテーマとし、多様なまちづくり関係者を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた継続性のある活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営
- ii) i) と連携しつつ、優れたまちづくり活動の普及啓発

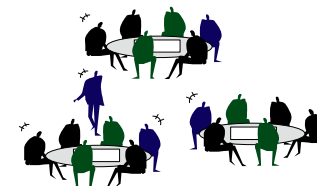
補助事業者：都市再生推進法人、民間事業者等

補助率：定額

※ 民間まちづくり活動促進・普及啓発事業からの継続



＜オリエンテーション&座学＞
基礎的知識をチーム合同で習得



＜現地スタディ/ワークショップ＞
地元関係者を巻き込んだWS形式による現地スタディを集中的に行い、事業実現に向けた実践的なノウハウを習得

＜取組事例①＞

補助事業者：株式会社リノベリング

事業概要：

リノベーションまちづくりが進む地域を開催地として、官民連携でエリアの価値向上につなげた取組プロセス等の修得及びプレゼン演習を公務員及び民間プレイヤーを対象に行うことで、各地での新たな官民連携まちづくりに結びつけるとともに、官民のネットワーク形成を図る。



＜取組事例②＞

補助事業者：認定NPO法人都市計画家協会

事業概要：

地域住民等が主体となったまちづくりの推進に向けて、「地域主体のまちづくり」の重要性やノウハウに関する出前講座やワークショップ等を地域住民や公務員を対象に開催することで、まちづくりの機運を高めるとともに担い手の育成を図る。



○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1／2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、滞在環境整備事業、エリア価値向上整備事業、計画策定支援事業※ 等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



支援対象事業

【留意点】本事業は「居心地がよく歩きたくなる」まちなかの創出を図ることを目的としており、都市としての魅力の向上や、機能向上を伴わない維持的な取組を対象とした事業ではありません。そのため、長寿命化修繕計画に基づいて実施される構造物の長寿命化のための修繕等は、本事業の支援対象外です。

対象事業	対象施設	対象事業	対象施設
1.事業活用調査	提案事業	8.高質空間形成施設	1 緑化施設等
2.まちづくり活動推進事業			2 電線類地下埋設施設
3.地域創造支援事業			3 電柱電線類移設
4.道路			4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)
5.公園			5 歩行支援施設・障害者誘導施設等
6.駐車場有効利用システム			6 情報化基盤施設
7.地域生活基盤施設	1 緑地	9.既存建造物活用事業	1 地域生活基盤施設
	2 広場		2 高質空間形成施設
	3 駐車場(共同駐車場等)		3 高次都市施設
	4 自転車駐車場	10.土地区画整理事業	
	5 荷物共同集配施設	11.市街地再開発事業	
	6 公開空地(屋内空間を含む。)	12.バリアフリー環境整備促進事業	
	7 情報板	13.街なみ環境整備事業	
	8 地域防災施設	14.エリア価値向上整備事業	
	9 人工地盤等	15.滞在環境整備事業	
	10 再生可能エネルギー施設等	16.計画策定支援事業	

【都市再生整備計画関連事業のうちまちなかウォーカブル推進事業でのみ支援対象となる事業】

滞在環境整備事業

- 社会実験、コーディネート等の滞在環境の整備の推進に関する事業
- 屋根、トイレ、倉庫、トランジットモール化に必要な施設（停留所の施設、シェルター等）等の滞在者の快適性の向上に資する施設の整備
- 滞在者等の滞在及び交流を促進することを目的とした施設（公衆無線LAN等が整備され地域内外の交流を促進するものに限る。）を、既存の建造物を活用して整備（R5拡充）

計画策定支援事業

- 都市再生整備計画に定めた目標を達成するために必要な事業の計画の策定に要する調査、社会実験、コーディネート等
- ※都市再生整備計画に国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

滞在快適性等向上区域（まちなかウォーカブル区域）

※歩ける範囲のエリア（概ね1km程度以内の区域を想定）であって賑わい溢れるまちなかづくりに必要な施策を重点的・集中的に講じる区域



都市再生整備計画区域

※滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備を図る区域
 ※施行地区の要件は、都市再生整備計画事業（社会資本整備総合交付金）の要件と同様

【参考】官民連携によるエリア価値の向上～エリア価値向上整備事業の創設～

ポストコロナ、デジタル社会の進展等に対応し、人々のライフスタイルに応じた多様な働き方・暮らし方を実現するため、身近なエリア（＝ネイバーフッド）において、官民の関係者の役割分担の下、地域の資源として存在する官民の既存ストックを最大限に利活用し、エリアの価値の向上を進める取組を新たに支援する。（令和4年度予算概要）

身近なエリアにおいて、都市再生整備計画に整備・維持管理を含めた官民の費用負担や役割分担等のルールを記載した場合、まちの既存ストックの最大限の利活用によるエリアの価値向上に資する人間中心・機動的なまちづくりを支援。

都市構造再編集中支援事業、都市再生整備計画事業、まちなかウォークアブル推進事業の対象事業を拡大し、エリア価値向上整備事業を創設。

エリア価値向上整備事業

（都市再生整備計画に整備・維持管理を含めた官民の費用負担及び役割分担を記載）

・官民連携により既存ストックを活用し、公共公益施設の利便性向上、及び都市再生整備計画内の地域の価値向上に資する以下の事業

◆ 既存ストックの改修・改変・高質化によるまちの有効活用

- ・低未利用地のオープンスペース化、陳腐化した公共施設の改修・撤去
- ・既存建物のリノベーションによるコミュニティハブ化



青空駐車場を広場へ転換
（静岡県沼津市）



空き家を活用した
コワーキングスペースの設置
（神奈川県真鶴町）

◆ 多様なサービスの導入によるまちの利便性向上

- ・利活用状況等データを取得するセンサー設置
- ・利活用を高めるサービスの導入（エリア内のシェアモビリティ等）



人の回遊性を把握する
ためのカメラの設置



シェアモビリティの導入

◆ 社会実験等によるまちの新たな可能性発掘

- ・データ分析・見える化、まちの情報発信・共有のためのシステム整備
- ・既存ストックの活用に向けた社会実験の実施



混雑情報・防災情報等まちの
情報のリアルタイム発信



空き地を暫定利用した広場化の
社会実験（広島県福山市）

【参考】まちなかウォークブルの取組の更なる推進～まちなかウォークブル推進事業等～

ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを更に進めるため、グリーン化、デジタル技術・データの活用といった重点的に取り組むべきまちづくりの課題に対応するまちなかウォークブルの取組に対する支援を強化する。（令和4年度拡充）

官民連携による取組を推進し、ゆとりとにぎわいある「居心地が良く歩きたくなる」空間を形成

まちなかウォークブル推進事業

- ・ まちなかの歩ける範囲を車中心から人間中心の空間に転換するため、街路・公園・広場等の既存ストックの修復・利活用を重点的・一体的に支援（R3.6時点で53市町村が滞在快適性等向上区域を設定）
- ・ 事業実施に当たり、重点的に取り組むテーマ（グリーンインフラの整備、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等）を設定した場合に、計画策定段階の取組を支援対象に追加（調査・社会実験、専門家派遣、ハンズオン支援等）

■ 重点的に取り組むテーマ

グリーンまちなかウォークブル

公園などグリーンインフラの整備によるカーボンニュートラルに資する取組とともにウォークブル空間を形成



デジタルまちなかウォークブル

デジタル技術・データの活用、スマートシティの社会実装に関する取組とともにウォークブル空間を形成



子ども・子育てまちなかウォークブル

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援に関する取組とともにウォークブル空間を形成



鉄道沿線まちなかウォークブル

鉄道沿線市町村と鉄道事業者が連携し、公共交通を軸とした沿線生活圏単位でウォークブル空間を形成



民間牽引まちなかウォークブル

民間プロジェクトが活発な地域で、民間の力を積極的に活用してウォークブル空間を形成



かわまちウォークブル

河川流域の市町村と河川管理者が連携し、水辺の整備・利用に関する取組とともにウォークブル空間を形成



官民連携まちなか再生推進事業

- ・ 官民の様々な人材が集積するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援

3. 参考資料

「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生

(今後のまちづくりの方向性 (令和元年6月26日「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」提言より))

- 官民のパブリック空間 (街路、公園、広場、民間空地等) をウォークブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進
※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



居心地が良く歩きたくなるまちなか (イメージ)

Walkable

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたい、歩きたくなる。

Eye level

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

Diversity

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

Open

開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化
民間敷地の一部を広場化 (宮崎県日南市)



2つの開発の調整により
一体整備された神社と森 (東京都中央区)



駅前のトランジットモール化と広場創出 (兵庫県姫路市)



道路を占用した夜間オープンカフェ (福岡県北九州市)



公園を芝生や民間カフェ設置で再生 (東京都豊島区)

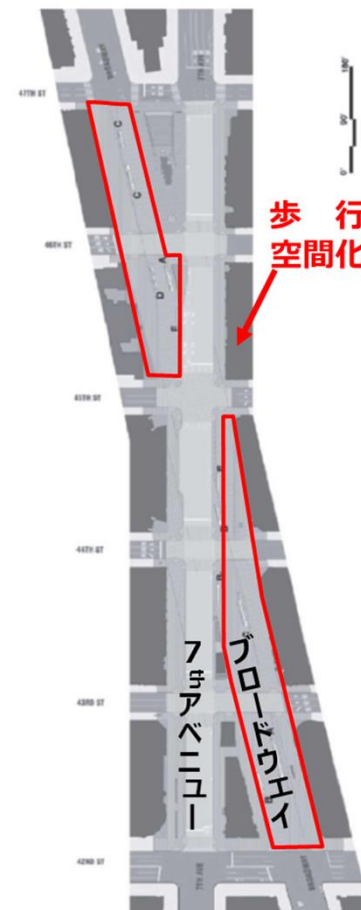
都市構造の改変等

- **都市構造の改変** (通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等)
- 都市機能や居住機能の**戦略的誘導**と**地域公共交通ネットワーク**の形成
- **拠点と周辺エリアの有機的連携**
- **データ基盤の整備** (人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等) 等

【参考】海外事例（ニューヨーク・タイムズスクエア）

- 半年間にわたる社会実験を経て、2010年以降、ブロードウェイは恒久的に広場化された。（タイムズ・スクエアの歩行者数は11%増加。また、74%の市民がタイムズ・スクエアは劇的に改善されたと回答している。）
- ニューヨーク市内全体でも、2008年以降、65カ所で街路空間等の広場化が計画され、2016年時点で44カ所が供用。2008年から2017年までの10年間で、計1億3430万ドルの広場転換費用を行政が負担。（街路空間等の広場化後、3年目の売上増加率が47%を記録した地域も。）

〔整備前（2009年）〕



〔整備後（2015年）〕



（出典）中島直人・関谷進吾「ニューヨーク市タイムズ・スクエアの広場化プロセス」（2016）などに基づき国土交通省都市局作成

姫路駅北駅前広場

整備前



整備後



（出典）姫路市提供資料

【まちなか公共空間の修復・改変】車道中心だった駅前空間をトランジットモール化（公共交通のみ通行可）、歩行者空間・芝生化し、民間の様々なイベントの展開やインバウンド増と相まって多様な人材が集う空間へ転換

【民間投資の共鳴】駅周辺におけるホテル、マンション建設が活発化し、駅周辺の商業地地価は25%上昇（H31：全国7位）、商業床面積も増加

豊島区南池袋公園

整備前



（上空からの写真）

整備後



（上空からの写真）

（出典）豊島区提供資料

【まちなか公共空間の修復・改変】平成28年4月に、利用率の低い公園を再整備し、芝生やmovable chair、サンクンガーデン、民間カフェ等の設置により、若者から子連家族まで多様な人々が多様な使い方ができる空間へ転換

【民間投資の共鳴】公園周辺に若者向けテナントが出店し、さらに周辺では民間都市開発事業が旺盛に実施

ウォーカブル推進都市一覧（令和6年3月31日時点）

○ **372都市**が“WEDO”*の考え方に共鳴し、政策実施のパートナーとして、ともに具体的な取組を進めている。（令和6年3月31日時点）
 ○ **102市区町村**がウォーカブル区域（滞在快適性等向上区域）を設定。
 * Walkable（歩きたくなる）Eyelevel（まちに開かれた1階）Diversity（多様な人の多様な用途、使い方）Open（開かれた空間が心地よい）

令和5年12月末までに、都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域を設定した市区町村（既に都市再生整備計画の期間が終了した市区町村を含む）：

北海道	鹿角市	下野市	松伏町	豊島区	三条市	上田市	刈谷市	京都府	西宮市	広島市	高知市	別府市	中種子町
札幌市	由利本荘市	上三川町	ふじみ野市	北区	加茂市	岐阜県	豊田市	京都市	芦屋市	呉市	南国市	中津市	沖繩県
函館市	山形県	群馬県	飯能市	荒川区	見附市	岐阜市	安城市	長岡京市	伊丹市	竹原市	四万十市	日田市	うるま市
旭川市	山形市	前橋市	上尾市	足立区	上越市	大垣市	蒲郡市	八幡市	加古川市	三原市	福岡県	佐伯市	
室蘭市	福島県	館林市	城戸市	中央区	南魚沼市	高山市	犬山市	南丹市	西脇市	尾道市	北九州市	臼杵市	
釧路市	福島県	埼玉県	千葉市	八王子市	富山県	関市	新城市	久御山町	加西市	福山市	福岡市	津久見市	
千歳市	福島市	埼玉県	千葉市	武蔵野市	富山市	美濃加茂市	東海市	大府市	新温泉町	府中市	久留米市	竹田市	
北広島市	会津若松市	さいたま市	木更津市	三鷹市	高岡市	各務原市	大府市	知多市	奈良県	東広島市	飯塚市	豊後高田市	
黒松内町	郡山市	熊谷市	松戸市	府中市	石川県	静岡市	知多市	尾張旭市	大和郡山市	山口県	田川市	杵築市	
栗山町	白河市	川口市	野田市	調布市	金沢市	浜松市	尾張旭市	知立市	桜井市	下関市	柳川市	宇佐市	
沼田町	須賀川市	秩父市	習志野市	町田市	小松市	沼津市	知立市		生駒市	宇部市	春日市	豊後大野市	
東神楽町	棚倉町	所沢市	柏市	東村山市	加賀市	熱海市			田原本町	山口市	大野城市	由布市	
上土幌町	茨城県	本庄市	市原市	国分寺市	能美市	三島市			上牧町	防府市	古賀市	国東市	
青森県	水戸市	春日部市	八千代市	福生市	野々市市	島田市	三重県	三重県	王寺町	長門市	うきは市	日出町	
青森市	日立市	戸田市	酒々井町	狛江市	福井県	富士市	津市	四日市市	和歌山県	周南市	川崎町	玖珠町	
弘前市	土浦市	朝霞市	白子町	武蔵村山市	福井市	焼津市	伊勢市	伊勢市	和歌山市	徳島県	宮崎県	宮崎県	
八戸市	石岡市	志木市	長柄町	多摩市	敦賀市	掛川市	松阪市	松阪市	和歌山市	徳島市	宮崎県	宮崎市	
黒石市	下妻市	和光市		稲城市	大野市	藤枝市	桑名市	茨木市	鳥取県	阿南市	宮崎県	宮崎市	
五所川原市	笠間市	久喜市		神奈川県	鯖江市	袋井市	鈴鹿市	八尾市	鳥取市	美波町	宮崎県	宮崎市	
十和田市	取手市	三郷市	東京都	神奈川県	あわら市	下田市	名張市	富田林市	米子市	香川県	宮崎県	宮崎市	
むつ市	つくば市	蓮田市	千代田区	横浜市	越前市	湖西市	亀山市	河内長野市	倉吉市	高松市	宮崎県	宮崎市	
岩手県	ひたちなか市	幸手市	港区	川崎市	山梨県	伊豆の国市	熊野市	羽曳野市	境港市	丸亀市	長崎県	宮崎市	
盛岡市	常陸大宮市	鶴ヶ島市	新宿区	相模原市	甲府市		朝日町	門真市	島根県	坂出市	長崎市	宮崎市	
花巻市	那珂市	日高市	台東区	鎌倉市	長野県	愛知県	明和町	高石市	松江市	善通寺市	佐世保市	宮崎市	
宮城県	小美玉市	白岡市	墨田区	逗子市	長野市	名古屋		東大阪市	江津市	観音寺市	上峰町	宮崎市	
仙台市	茨城町	美里町	品川区	厚木市	松本市	豊橋市	滋賀県	大阪狭山市	津和野町	多度津町	長崎市	宮崎市	
塩竈市	大洗町	上里町	目黒区	大和市	岡谷市	岡崎市	大津市	阪南市	大田市	宇多津町	佐世保市	宮崎市	
柴田町	境町	宮代町	大田区	三浦市	諏訪市	一宮市	彦根市	熊取町	岡山市	高松市	熊本市	宮崎市	
秋田県	栃木県	杉戸町	世田谷区	小田原市	小諸市	瀬戸市	草津市	熊取町	倉敷市	善通寺市	熊本市	宮崎市	
秋田市	宇都宮市	入間市	渋谷区	新潟県	茅野市	半田市	守山市	神戸市	高梁市	観音寺市	熊本市	宮崎市	
横手市	足利市	草加市	中野区	新潟市	佐久市	春日井市	東近江市	姫路市	広島県	多度津町	熊本市	宮崎市	
湯沢市	小山市	北本市	杉並区	長岡市			愛荘町	尼崎市	高知県	宇多津町	熊本市	宮崎市	

※石巻市(宮城県)・藤沢市(神奈川県)・武雄市(佐賀県)・荒尾市(熊本県)については、ウォーカブル推進都市ではないが、滞在快適性等向上区域を設定している。

合計 372都市

【概要】兵庫県神戸市では「居心地がよく歩きたくなる」まちなか形成に向け、三宮駅周辺の再整備に取り組んでおり、駅とまちが一体的につながる「えき～まち空間」の実現に向けて取り組みを進めている。その核となる「三宮クロススクエア」では人と公共交通優先の空間整備を目指すとともに、官民連携のエリアマネジメントに取り組んでいる。

三宮クロススクエアの将来イメージ

神戸市概要



市域面積：557.02km²
人口：1,523,024人
(令和元年9月1日現在)

対象エリア



現在の状況



「三宮クロススクエア」の実現に向けては、駅前広場の再編・拡充等を行うとともに、通過交通を外周道路に誘導し、交通状況や社会情勢の変化を見極めながら整備を進めていく。

将来イメージ



歩行者と公共交通優先のまちづくりの実現に向けた取組

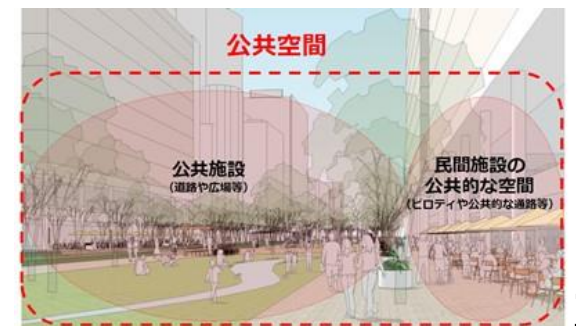
歩行者と公共交通優先の歩行者空間の創出

自動車との共存を図りながら、**人と公共交通優先**となる将来イメージの実現に向けて段階的に歩行者空間の拡充に取り組む予定。



官民一体での居心地のよいまちなか再生

沿道の**民間施設**と道路や広場等の**公共施設**が一体となった「**公共空間**」を形成することで、新たな賑わいを創出できるよう、官民連携による居心地の良い空間整備に取り組む予定。



【概要】静岡県静岡市では、歩いて楽しいまちづくりとして、官民連携による水辺の賑わい空間整備に取り組む予定。民間による常設店舗や水上デッキ整備、行政による歩行者空間整備等を連携して行うことで水辺の賑わい創出に取り組んでいる。

歴史文化の誘い道として整備する道路の将来イメージ

静岡市概要



市域面積：1,411.83km²
人口：704,989人
(令和元年9月1日現在)

対象エリア



静岡駅から駿府城公園をつなぐ道筋を**水辺空間と一体となった賑わい空間**とすることで、地域資産である歴史文化拠点へと快適に歩ける道へと再生

現在の状況



将来イメージ

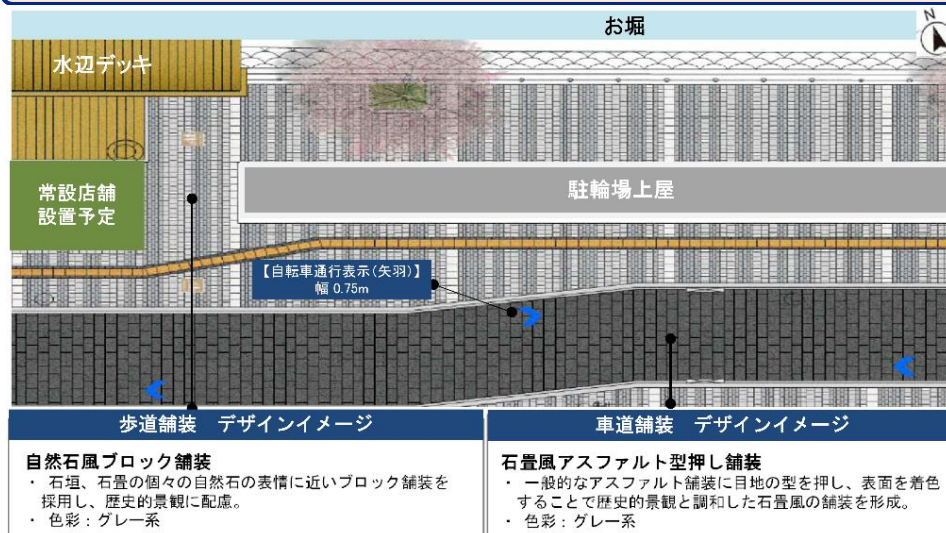


水辺のポテンシャルを活かした賑わい空間実現に向けた取組

水辺空間・広場空間・道路空間等を一体的に再生



デザイン性の高い自然石風ブロック舗装など高質な空間の創出



【概要】千葉県木更津市では、都市公園への民間集客施設の設置（Park-PFI方式）を行うなど木更津港の周辺の公共空間の充実に取り組むとともに、港に通じるメインストリート（富士見通り）の歩道整備などによる憩いの場、賑わい創出に取り組んでいる。

パークベイプロジェクト・富士見通りの歩道整備の将来イメージ

木更津市概要



市域面積：138.95km²
人口：135,552人
(令和元年9月1日現在)

対象エリア



現在の状況



木更津発展のシンボルであるみなとを活かして、にぎわいや活力に満ちた、みなとまち木更津の再生を目指している。

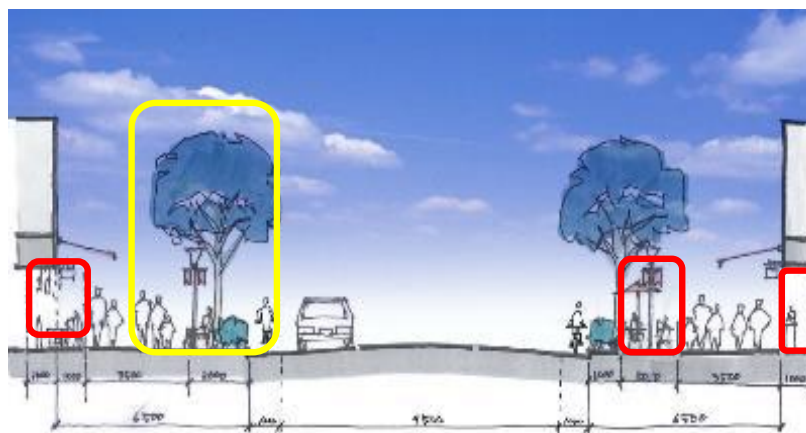
将来イメージ



メインストリート再生の実現に向けた取組

駅から港に通じるストリートに賑わい・憩い空間創出

海と木更津駅を結ぶメインストリートである「富士見通り」のアーケード撤去、無電柱化等を実施し、バリアフリーや景観に配慮した歩きたくなる賑わい空間づくりに取り組む。



官民一体事業による居心地のよいまちなか再生

商業賑わい創出エリアでは、沿道店舗の飲食テラス席やパラソルの設置などにより、官民一体で公共空間の充実に取り組む。

- 商業賑わい演出エリア
- 街路憩い演出エリア

【概要】佐賀県佐賀市では、佐賀駅周辺整備の一環で駅周辺道路について、道路空間の再分配や歩道空間デザインの構築、休憩スポット整備などの歩きたくなる仕掛けづくりを行う予定。

佐賀駅を中心とした駅前広場や周辺道路整備の将来イメージ

佐賀市概要



市域面積：431.42km²
人口：232,587人
(令和元年9月1日現在)

対象エリア



現在の状況



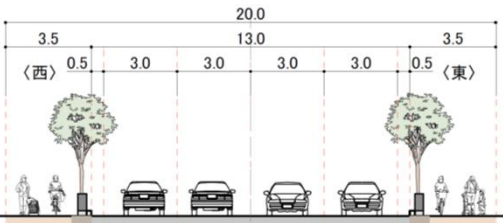
将来イメージ



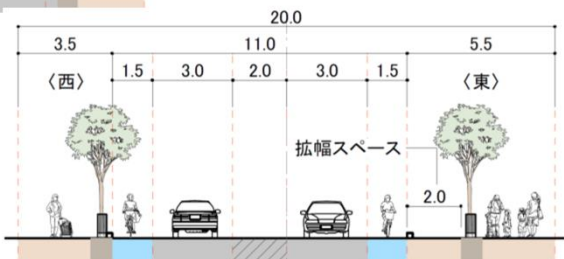
- ・佐賀駅前広場について、周辺の施設や道路などを含め、面的な広がりのある空間として整備。
- ・SAGAサンライズパーク（総合運動場、アリーナ等）に向かう道路の歩道空間を整備

駅と主要エリアを結ぶメインストリートの歩行空間の創出イメージ

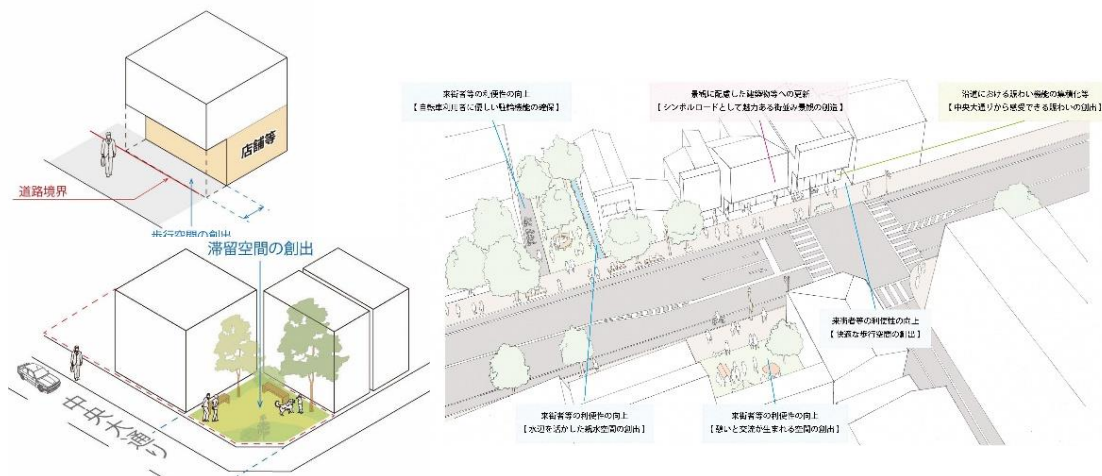
・駅とSAGAサンライズパークを結ぶ市道三溝線の歩道拡幅、自転車レーンの新設による安全性向上、歩きたくなる仕掛け（休憩スポットなど）を整備。



・令和2～4年度工事（予定）
・事業区間 900m



・駅と佐賀城跡など歴史・文化・芸術の拠点エリアを結ぶ中央大通りについて、トータルデザインを策定したところであり、今後、民間店舗も含め、沿道賑わい空間を創出。



【概要】栃木県上三川町では、中心市街地に点在する神社・公園などの町の資源を結びつけるルートについて、歩道・公園等の公共空間の活用を検討。

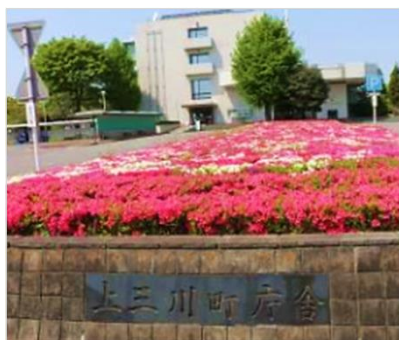
町の資源や魅力を結び合わせ、安全で快適な歩行者空間を形成

上三川町概要

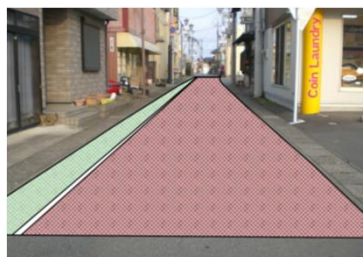


町域面積：54.39km²
人口：31,313人
(令和元年9月1日現在)

① 上三川町庁舎



【カラー舗装のイメージ】



② 中心拠点交流施設上三川いきいきプラザ

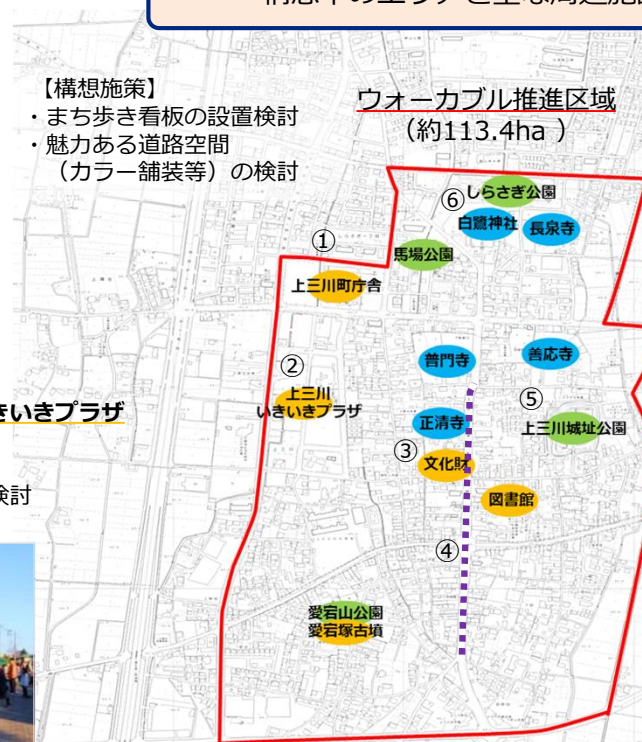
(来館者数 1,500人/日)

【構想施策】
芝生広場や外周路の有効活用を検討
ウッドデッキの改修



構想中のエリアと主な周辺施設

【構想施策】
・まち歩き看板の設置検討
・魅力ある道路空間
(カラー舗装等)の検討



⑥ 白鷺神社



⑤ 上三川城址公園



③ 生沼家住宅店舗及び主屋 (国登録文化財)

【構想施策】
「大正、昭和遺産」の保全・活用を検討



④ 上三川通り (商店街)

【構想施策】
歩道や公園などのまちなか空間の活用を検討



中心市街地に点在した町の資源、魅力を結び合わせ、地域住民及び町内外から訪れる「上三川いきいきプラザ」の来館者をターゲットにした安全で快適な歩行者空間を形成し、何度でも歩きたくなるまちなかの再生、創出を図る。

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの形成に向けて、まちなかにおける空間の多様な利活用を促進すべく、数多く確保され貴重な資源となっている民間空地等を対象として、関連諸制度の目的・範囲内で、周辺の公共空間と一体となって面的に多様な活用の取組を進めている好事例（22事例）をとりまとめたもの。

目次

<事例>

1. 地方公共団体が定めた利活用推進に関する規定等に基づく取組事例
東京都、横浜市、大阪市、広島市、福岡市 計12事例
2. 地方公共団体が定めた利活用に関する要件に基づく取組事例
仙台市、武蔵野市、広島市、大阪市 計5事例
3. 地方公共団体が利活用に関する要件等を定めていない取組事例
飯田市、大阪市、北九州市、福岡市、寝屋川市 計5事例

<制度等の概要>

- A. 地方公共団体において利活用推進に関する規定を定めた制度の概要
- B. 地方公共団体において利活用に関する要件を定めた基準の概要

事例に掲載している主な情報

<対象とする民間空地等>

有効空地（高度利用地区、特定街区、再開発等促進区を定める地区計画）
地区施設（地区計画）、空地（都市再生特別地区）
公開空地（総合設計制度）、その他（道路、公園など）

<利活用の分類>

物販（マルシェ等）、飲食（オープンカフェ等）、
有料イベント（入場料や参加費が発生するもの）、無料イベントなど

<地方公共団体において利活用推進に関する規定を定めた制度>

<利活用時の手続き> など



官民連携まちづくりポータルサイトに掲載中

官民ポータルサイト



(12) エリアマネジメント団体による賑わい創出イベント(福岡市) 国土交通省 事例の掲載例

福岡市地域まちづくり推進要綱等に基づく計画策定により、登録された公開空地等において賑わいに資するまちづくり活動が可能。地区施設と道路を利活用し、エリアマネジメントが賑わい創出に向けファッションショーやダンスイベント等からなる「Fukuoka Street Party」を開催。

<p>【利活用に関する情報】</p> <p>取組分類 ■ 物販 ■ 飲食 □ 有料イベント ■ 無料イベント ■ 休憩 □ 防災訓練 □ その他()</p> <p>実施主体の取入 ■ あり □ なし □ 不明 [未確認]</p> <p>実施主体 We Love天神協議会</p> <p>活用空間 ■ 民間空地等 (地区施設[歩行者用道路、広場]：地区計画、公開空地：総合設計制度) ■ 道路 □ 公園 □ その他()</p> <p>実施期間 毎年11月、3月にそれぞれ2日間 (週末) 12:00~18:00 2018年度実績 2018年11月17-18日、2019年3月23-24日</p> <p>【活用した制度】</p> <p>① 地方公共団体において利活用推進に関する規定を定めた制度 福岡市地域まちづくり推進要綱、福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱 *公開空地等とは、地区計画、総合設計制度等の許可を受けた建築物の敷地、都市再生特別地区、高度利用地区、特定街区の区域における日常一般に開放されている空地又は建築物の内部空間</p> <p>② 地方公共団体において利活用に関する要件を定めた基準：なし ※p44を参照</p> <p>③ 利活用時の手続き 福岡市地域まちづくり推進要綱及び福岡市公開空地等を活用した賑わいづくり推進要綱に基づき、エリアマネジメント団体We Love天神協議会（以下、協議会）が、地区施設（歩行者用道路・広場）・公開空地、及び地区施設（広場）の所有者又は管理者の協力を得て、岩田屋における地区施設等において、公益性を有するイベント等に付随する施設又はサービス提供等を行う地区施設等の活用に関する計画「公開空地等活用計画」を登録（登録期間は約3年間）し、上記計画策定・登録により、計画に登録された地区施設等での賑わいの形成に資する公益性のあるイベント及びイベントに付随した飲食・物販・サービスの提供が可能となる。 *注、協議会は、イベントの実施者から売上の一部（原則10%）をまちづくり活動の資金として受領し、活動経費に充てることができるが、場所に応じて具体的な運用を行っている。</p> <p>④ 制度・基準上利活用可能な範囲：計画に登録した地区施設等における活用範囲</p> <p>⑤ 制度・基準上利活用可能な期間：年間180日以内かつ1つのイベントにつき1日、本取組については国家戦略特区※道路については、道路占用許可は、国策用し、許可申請を行う。道路使用許可は</p>	<p>【民間空地等の状況】</p> <p>①地区施設(歩行者用道路、広場) ②地区施設(広場) ※公開空地(総合設計制度)にも該当</p> <p>【利活用の状況】</p> <p>③イベントステージ ④ファッションショー</p>
--	---

④ 広島市エリアマネジメント活動計画制度(広島市) 国土交通省

都市機能が集積し高い拠点性を持つ地区で行われる「エリアマネジメント」のうち、一定の基準を満たすものを市が認定し、併せて公共施設等を有効活用する際に支障となる規制を特例的に緩和することにより、まちづくり活動を活性化させ、当該地区の魅力の向上や持続的な賑わいの創出を図ることを目的としている。

■ 対象となる空間

道路、公園等の公共施設、公開空地その他これらに類するもの
※エリアマネジメント活動計画は、都市機能の集積する地区、拠点性を持つ地区等で策定可能

■ 制度の仕組み

エリアマネジメント団体が活動範囲・取組内容・収支計画等を記載した「エリアマネジメント活動計画」を市に申請。審査を経て、認定をうけることで、エリアマネジメント活動計画等に基づき公共施設等の利活用に関する制限の緩和を受けられる。（なお、公共施設等の利活用については、審査と並行して、公共施設等の所管課と個別協議が必要。）

<p>エリアマネジメント活動計画の作成・申請</p> <p>市（リニアサポート活動計画認定審査会）の審査</p> <p>エリアマネジメント活動計画の認定</p> <p>公共施設等を活用したエリアマネジメントの実施</p> <p>活動実績の報告（毎年度）</p>	<p>利活用に関する基準 (特定街区の場合)</p> <p>利活用を認める行為 ○スポーツ、芸術の鑑賞等、公衆のレクリエーション活動の向上に寄与する行為 ○その他公共公益に資する行為等</p> <p>利活用に関する制限の緩和</p> <p>○利活用の都度、手続きが必要</p> <p>利活用可能な範囲 ○面積の25%以内</p> <p>利活用可能な期間 ○年間180日以内 ○1回あたり3ヶ月以内</p>	<p>利活用に関する制限緩和</p> <p>○審査を経て、計画に記載された事項について制限が緩和</p> <p>【事例】 エキキタエリアマネジメント活動計画では、以下の制限を緩和</p> <p>○対象の活動に、「当計画に係る活動（イベント等）」を加え、営利目的の活動が可能</p> <p>○年間180日を超える占用</p>
--	--	---

制度等の概要の掲載例

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの創出に向けて、道路、公園、水辺空間、民間空地などの利活用等に関する各地域のプロジェクトを推進するため、令和3年3月に関係省庁が連携して立ち上げた「**関係省庁支援チーム**」において、**パブリック空間を代表する道路空間を利活用した地域活動を円滑に実施するための手法**をとりまとめたガイドラインを策定。

関係省庁支援チーム構成員 (★はチームリーダー)

国土交通省	都市局	まちづくり推進課 (★)
国土交通省	都市局	街路交通施設課
国土交通省	都市局	市街地整備課
国土交通省	都市局	公園緑地・景観課
国土交通省	水管理・国土保全局	水政課
国土交通省	水管理・国土保全局	河川環境課
国土交通省	道路局	路政課
国土交通省	道路局	環境安全・防災課
国土交通省	住宅局	市街地建築課
内閣府	地方創生推進事務局	
厚生労働省	医薬・生活衛生局	食品監視安全課
警察庁	交通局	交通規制課

本ガイドラインのポイント

■ 道路占用許可

①道路占用許可の特例制度として、令和2年の道路法一部改正により創設された「**歩行者利便増進道路 (通称：ほこみち)**」の制度概要や**手続の流れ**などを記載。

■ 道路使用許可

②道路使用許可の許可基準において、所轄警察署長が許可の判断を行うに当たっての考慮点として「**イベント等が交通の妨害の程度を上回る公益性を有すること**」などを記載。

③道路使用許可の許可期間において、許可が必要となる行為の分類の具体例を明示するとともに**当該行為の分類に応じ、都道府県警察では許可期間に係る基準を定めて公表している場合があること、また、3号の分類においては「定型的なもの」と判断される場合には許可期間が長く設定されることがあること**などを記載。

■ 道路占用許可・道路使用許可の共通事項

④道路占用許可・道路使用許可の申請手続における簡素化・弾力化の取組として、**占用主体やイベント等の実施主体に対し、事前相談による助言・情報提供を行っていること、また、複数の占用物件あるいは道路使用行為について、許可を一括化する制度があること、さらに、両方の許可が必要となる場合に、両許可に係る申請の一括受付の制度があること**などを記載。

⑤道路空間利活用の取組における参考事例として、**円滑な道路空間利活用のポイントや警察との協議において留意すべきポイント等を整理した代表的事例や、道路占用・道路使用許可関連の活動の内容、許可期間、占用特例、道路使用行為の分類等の情報を整理した地域事例**を複数掲載。



姫路市
大手前通り



新潟市
ガルベストーン通り



柏市
柏駅前ペDESTリアンデッキ



前橋市
前橋駅北口けやき並木通り



北九州市
サンロード魚町

【参考】飲食店等営業許可

⑥道路上で飲食店などの営業を行う場合における**飲食店等営業許可について、客席のみの場合であれば許可を不要とすることを記載。**

本ガイドラインの構成

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりについて
居心地の良い空間づくりとしての道路空間利活用等
- 2 道路占用許可について
道路占用許可の概要、基準・条件、特例制度、許可手続の簡素化・弾力化
- 3 道路使用許可について
道路使用許可の概要、基準・条件、許可期間、許可手続の簡素化・弾力化
- 4 参考事例
福井市、新宿区、松本市、姫路市、柏市、新潟市、前橋市、岡崎市、北九州市

※本ガイドラインは以下の国交省HPに掲載
https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_gairo_tk_000099.html

「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりにおいては、「グランドレベル※」において官民の区別なく、一体的に人々の興味を引く楽しい環境とすることや滞在したくなるような空間形成に向けて、以下のようなデザインの工夫が必要となります。

※街路、公園、広場、民間空地、沿道建物の低層部等、まちなかにおいて歩行者の目線に入る範囲

◆ グランドレベルデザインの五つの要素

・居心地の良いグランドレベルを実現するためには、エリアの構想・計画、整備、利活用、空間の育成・管理を通じたプロセス全体において、グランドレベルデザインを行うための右の5つの要素が必要であると考えられます。

・取組実施においては、自治体、住民等の様々な主体が協働し、5つの要素に基づく取組について相互に連携を図るとともに、取組の再検討や改善を行うサイクルをつくり、絶えず取組の質を高めていくことが重要です。



1. まちの将来像や取組の方向性を明確にするビジョンの策定・共有
2. 関係者の役割分担や考え方を合意形成・共有するための体制づくり
3. 快適性・魅力や安全性を向上させるための空間デザイン
4. 賑わい向上や交流促進等に関するアクティビティの誘発
5. 空間の質が持続し、価値が向上する空間の育成・管理

◆ 事例紹介

○先進的な取組を実施している 6事例



横浜元町地区（横浜市）
石畳の街路、壁面線がそろった商業施設、アクティビティを受け止める街路上のファニチャーなどが整備。取組の推進にあたり、協議会を設置し、複数の組織を束ねた体制づくり、まちづくりの具体ルールとしての協定策定、沿道建物の壁面後退や壁面デザインのコントロール、石畳の街路舗装の更新等を実施。

大丸有地区（千代田区）
オフィス建替事業等により形成される空間と街路が連携し、エリア一体となったまちづくりが実施。取組の推進にあたり、まちづくりガイドラインを策定と総合的なまちづくり活動を行う体制づくり、個性を高めるアーバンファニチャーの整備、公開空地・道路空間の利活用を促す取組などを実施。

天神明治通り地区（福岡市）
官民連携の推進体制による落ち着いた品格のビジネスストリート形成に向けて建替等が実施。取組の推進にあたり、協議会の設置、ビジョンやデザインガイドラインの策定、自治体独自制度等による規制緩和、公共空間等の利活用などを実施。

花園町通り地区（松山市）
車中心から地域の commonspace へと、街路・沿道空間のリノベーションが実施。取組の推進にあたり、商店街を主体とした運営体制の構築、街路、沿道を一体化させるストリートファニチャーの整備、定期的なマルシェ等による歩道やオープンスペースの利活用の取組などを実施。

豊田市都心地区（豊田市）
利用ニーズを踏まえた広場整備や・ユーザーを巻き込んだ広場運営などが実施。取組の推進にあたり、市民参加の機会創出と役割を明確した推進体制の構築、空間デザインのイメージの提示、設計段階からユーザーを発掘しながら、空間活用の社会実験などを実施。

長門湯本地区（長門市）
観光事業者、地域の事業者・住民、行政が協働し、温泉街の再生に向け、公共空間活用等が実施。取組の推進にあたり、つかう目線を取り入れる実行プロセス、持続性を実現する官民による事業分担の確立、社会実験を通じて整備した道路や河川空間の利活用などの取組を実施。

※上記6事例のほか、注目すべき取組を実施している92事例も掲載。



官民連携まちづくりポータルサイトに掲載中

官民ポータルサイト

https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_machi_tk_000047.html

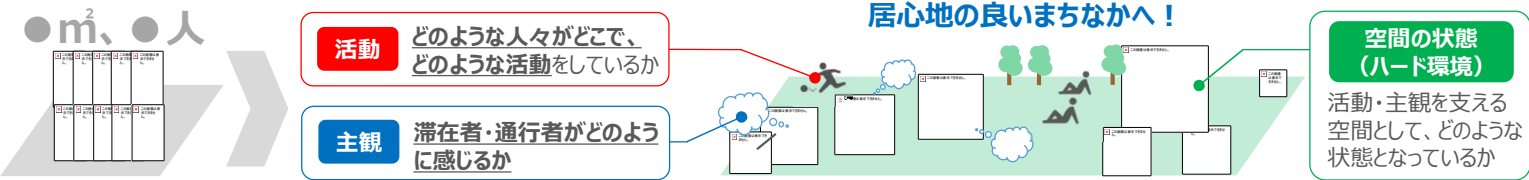
- 本指標*は、**居心地の良い空間が形成されているかどうかを、より人間らしい視点から把握**するための指標です。
- これまで多くのまちなかの調査では、ハードの整備状況や滞在者・通行者数により、まちなかの状態を把握していましたが、本指標は、これらに加え、滞在者・通行者が**どのように場を利用しているか【活動】、どのように感じるか【主観】**に着目し、それらを「**居心地の良さの4要素**」に分類して計測します。
- 本指標をKPIとして高頻度でPDCAを回すことで、本質的に居心地が良く、使われるまちなかになることが期待されます。また、本指標により、まちづくりの取組から得られた効果をこれまでよりもわかりやすく多角的に可視化することで、**活動意義や必要性について共感の輪を広げることが**できます。

本指標を用いて「まちなかの居心地の良さ」を様々な観点から計測し、皆さんの空間を見直してみませんか？

*1 令和元年度に公表した、まちなかの居心地の良さを測る指標（案）をベースに、実際に活用した方々の声を参考にして作成

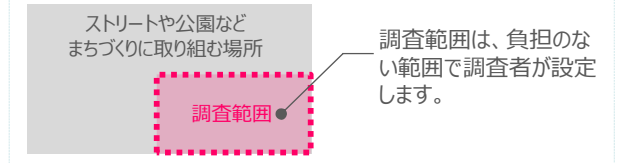
■ 目的・基本的な考え方

都市空間の状態を、面積・人数などの「量」だけで捉えるのではなく、**【活動】や【主観】などの「質」を可視化**し、その場の強みや弱みを分析・考察して改善を重ねることで、**単なる空間（スペース）から居心地の良いまちなか（プレイス）へ場を育てます。**



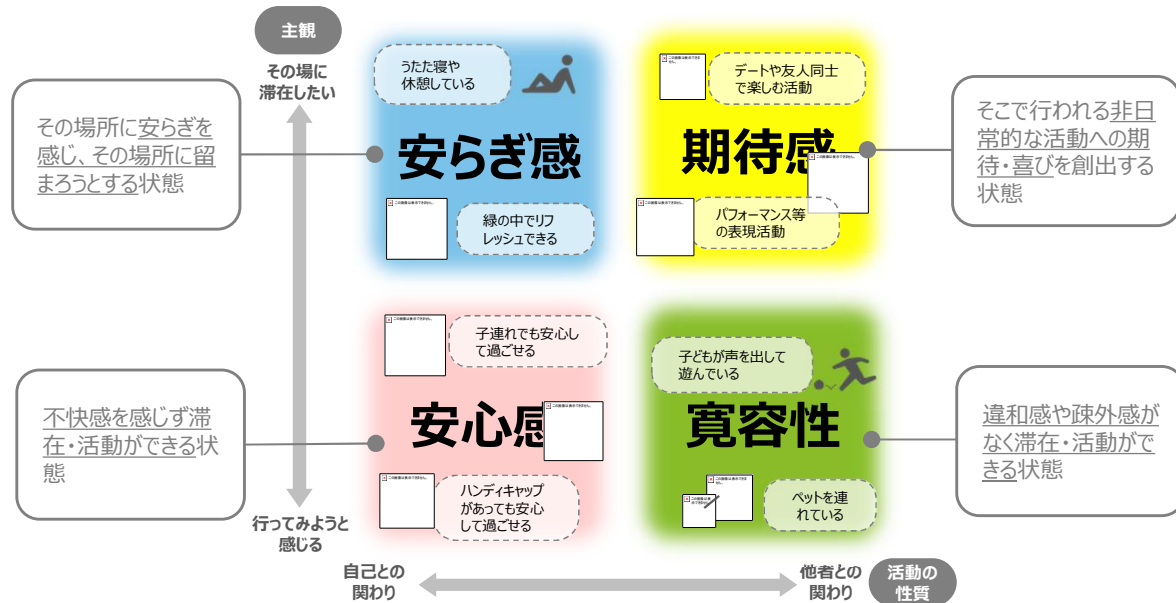
■ 活用主体・対象地

地方公共団体や民間まちづくり団体等の**まちづくりの実践者**が、**まちづくりに取り組む場所**で活用することを想定しています。



■ 居心地の良さの4要素

本指標は、居心地の良さを**安心感・寛容性・安らぎ感・期待感**の4つにグルーピングし、構成します。居心地の良さの4要素には各8項目の指標を設定し、項目ごとに**【活動】と【主観】**を計測します。

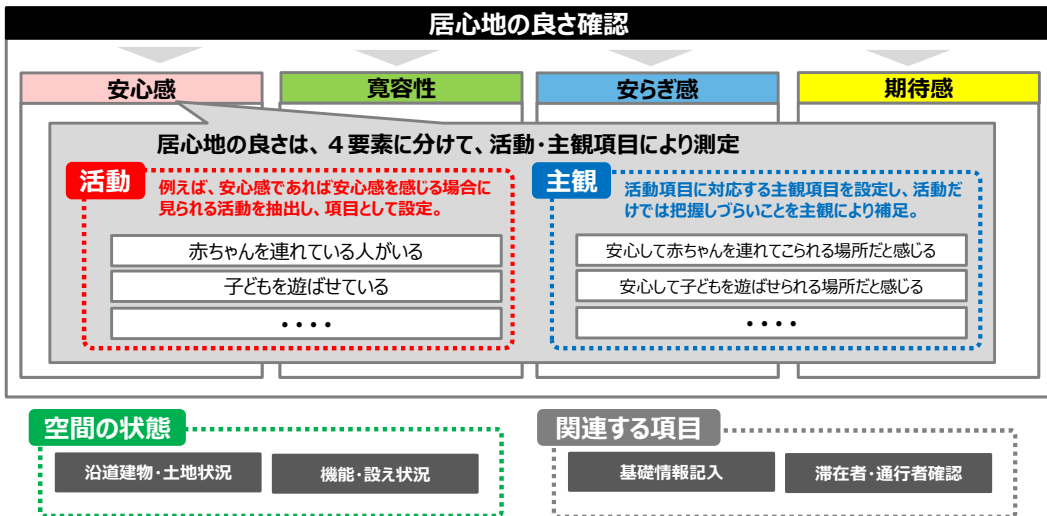


▼ 計測イメージ *2 滞在者・通行者がどのように感じるか、調査者（2～3人）の主観で代替

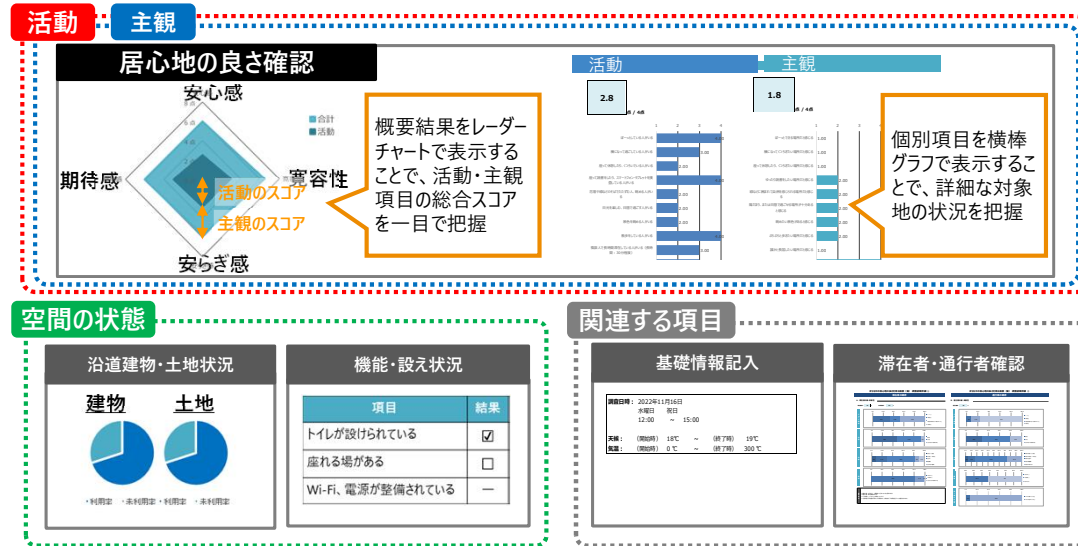


- 活動（調査時に見られる滞在者・通行者の活動）**
- 安心感#2**：子どもを遊ばせている
 - 寛容性#2**：子どもが声を出して遊んでいる
 - 期待感#4**：何かに人が群がっている
- 主観（調査者*2が滞在・通行して感じられること）**
- 安心感#2**：安心して子どもを遊ばせられる場所と感じる
 - 寛容性#2**：子どもが声を出して遊べる場所と感じる
 - 期待感#4**：面白そう・オシャレ・雰囲気の良い人がいる場所だと感じる
- 安らぎ感#1**：ぼーっとしている人がいる
- 安らぎ感#3**：横になって過ごしている人がいる
- 安らぎ感#5**：花壇や緑などのそばでたずむ人、眺める人がいる
- 安らぎ感#1**：ぼーっとできる場所だと感じる
- 安らぎ感#3**：横になってくつろぎたい場所だと感じる
- 安らぎ感#5**：緑などに囲まれて自然を感じられる場所だと感じる

■ 調査項目の構成

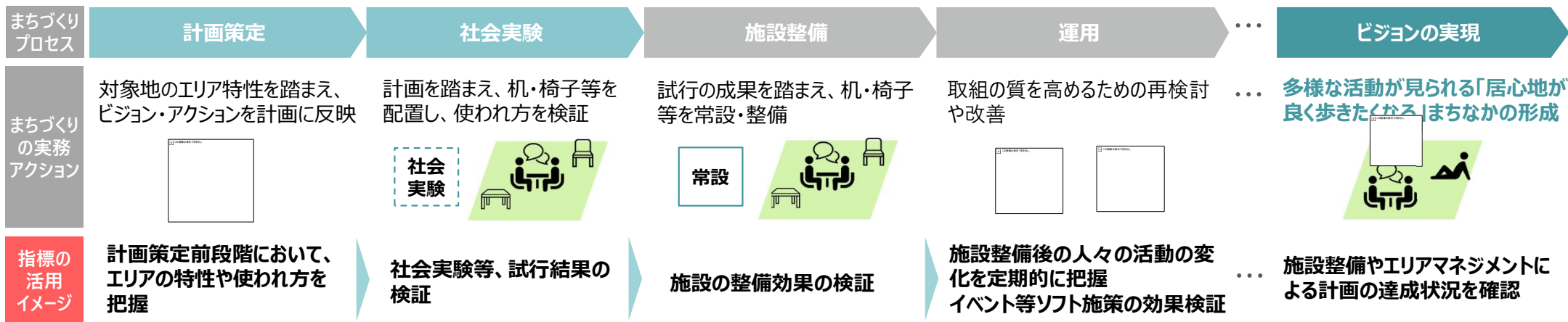


■ アウトプットのイメージ



■ まちづくり活動のプロセスに応じた活用イメージ

まちづくりの各段階において、本指標によりまちなかの状態を定期的・定点的に把握することで、試行・検証・改善の一助となることを想定しています。本指標は、異なる都市間の比較のためではなく、特定のエリアで継続的に行う取組を向上させるためのツールです。

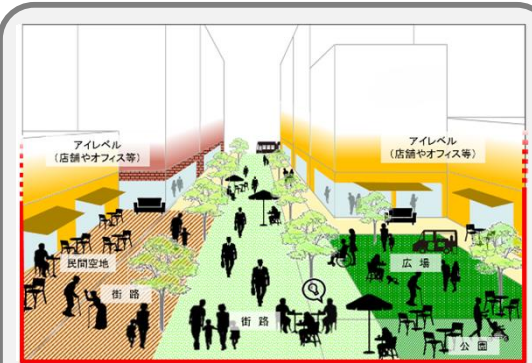


ステークホルダーに結果を伝えコミュニケーションをとる
(資金提供者、地域住民)

ガイドライン策定の背景

- 官民の公共空間を、ウォーカブルな空間へ ⇒ 令和元年「ストリートデザイン懇談会」を設置、ストリートデザインのポイントとなる考え方を提示。
- 様々なプレイヤーのストリートは変えることができるとの意識を育て、広げ、支え、「Act Now(できることから、やってみる)」の一助になることを期待。
- 今後の事例の積み重ねや知見の蓄積を踏まえ、適時、適切に見直しを行っていく。

【検討体制】ストリートデザイン懇談会：令和元年8月～令和2年2月に渡り、計7回開催
座長：岸井隆幸氏（日本大学特任教授） 副座長：藤村龍至氏（東京藝術大学准教授）
委員：泉山壘威氏（東京大学助教）、小嶋文氏（埼玉大学准教授）
西村亮彦氏（国土館大学講師）、三浦詩乃氏（横浜国立大学助教）
オブザーバー：東京都、神戸市、姫路市、UR都市機構、警察庁
関係省庁等：国土交通省道路局 事務局：国土交通省都市局



路面上だけでなく、沿道等も含め、人の視界に入る空間全体 ⇒ 「ストリート」と総称



物理的な姿＋活動＋人的資源の企画・構想、計画、設計、運営管理等

「ストリートデザイン」と総称

1章 ストリートを人中心へと改変(リノベーション)する意義と効果

- 人中心のウォーカブルな公共空間の必要性
- ストリートを改変することの多面的な効果
- これからのストリートに向けて
- ストリートを改変していくプロセス

2章 人中心のストリートを構成する要素

- ストリートの基本的な考え方
- ストリートの空間配分
- ストリートのデザイン・設え
- ストリートにおけるアクティビティ
- ストリートにおけるプレイヤー
- 行政手続き・意識すべきこと

3章 人中心のストリートを支える交通環境づくり

- 人中心のまちなかに向けた交通環境づくり
- 自動車交通への対応 ○ 徒歩や自転車等のスローな交通を包含した交通環境づくり
- 荷さばき等の駐停車需要への対応 ○ 関係機関との協議

4章 人中心のストリートを支える仕組み

- 人中心のストリートへ改変を推進するための各種法律・予算・税制 等

5章 参考文献・事例

【ストリートを構成する2つの機能】

リンク(通行)機能

人やモノが移動するための機能



公共交通・乗用車・貨物車・自転車・徒歩等で目的地までの移動が行われる

プレイス(滞在)機能

多様な活動を繰り広げる場としての機能



立ち止まる・座る・食べる・遊ぶ・買い物をする・パフォーマンスを行う等の活動が行われる

アクセス環境整備：人々の乗降や荷さばきのための駐停車等

芝生のチカラを活かしたまちのCORE（コア）のつくり方

～芝生を活用したまちなか空間の創出ガイドライン～

- 本ガイドラインは、まちなかのパブリック及びセミパブリック空間における芝生・みどりを対象に、地方公共団体や民間事業者、地域住民等の方々の参考となるように、「芝生」の意義、効果、造成・管理の主なポイントを解説したものです
- 令和元年7月に立ち上げた「まちなか公共空間等における「芝生地」の造成・管理に関する懇談会」で学識経験者、地方公共団体その他、多くの方々からのご意見を集約し、取りまとめを行いました

本ガイドラインの構成と概要

1. まちなかに芝生・みどりをツクル効果

“SHIBA(芝)”が創り出すウォークアブルなまちの“CORE(コア)”として、まちなかに芝生空間を導入することによる、地域活性化や健康増進、コミュニティ形成、防災機能の向上、環境改善効果について紹介しています。



地域の魅力・磁力となる
OPEN空間 出典：豊田市



芝生によるストレス軽減効果
出典：森ビル株式会社提供



管理を通じたコミュニティ形成
出典：東京都教育委員会

2. まちなかの芝生・みどりを持続的にツカウ仕組み

まちなかの芝生・みどりの魅力を維持するためには、それらを持続的にツカウ仕組みが必要です。維持管理体制、資金確保、運営といった仕組み実現のための、様々な工夫の具体例を紹介しています。



地元関係者と芝生管理
出典：平賀ゲスト委員資料(第3回)



コストの工夫を行った管理
出典：藤井ゲスト委員より提供



利用区域を表示して芝生を養生
出典：白井ゲスト委員資料(第1回)

3. まちなかの芝生・みどりをソダテル技術

まちなかの芝生を創り、育てる技術的なポイントを、目標とする空間の設定、計画・設計、管理・運営の段階ごとに紹介しています。



【目標例】魅力度の高い
緻密な芝生空間



踏圧を受ける部分を舗装
提供：大阪芸術大学
(木田委員資料(第1回))



仮設芝生の導入で
快適な空間を創出
出典：中嶋・中嶋ゲスト委員資料(第2回)

4. 芝生・みどりを活用してまちづくりにツナゲル事例

全国各地における芝生空間がまちづくりにつながった事例について、紹介しています。



まちのコアとなる南池袋公園



豊田市の新たな賑わい空間
「とよしば」



鳥取市のまちなか芝生空間
「弥生公園」

マチマチ会議（全国街路空間再構築・利活用推進会議）

問題意識

- 今後のまちづくりにおいては、官民のパブリック空間をウォーカブルな人中心の空間に転換することにより、「居心地の良い歩きたくなるまちなか」を形成していくことが重要。
- 特に、街路空間は我々の最も身近なパブリック空間であり、より多様な使われ方、出会いや交流が生まれるような再構築・利活用を進めていくことが重要

マチマチ会議の創設

- ① 全国の街路・まちづくり担当者等が一堂に会し、新たな街路空間のあり方を議論する場として、**全国会議「マチマチ会議（全国街路空間再構築・利活用推進会議）」を立ち上げる**とともに、
- ② **「マチマチ現地勉強会」を各地で開催**し、自治体間での先進的な取組の共有、意見交換を開催。

● 加盟規模：地方公共団体（約320団体・1000名）を含め、約580団体・1500名

開催実績及び予定

【マチマチ全国会議】

- 第1回：平成31年3月13日@都内（約230名参加）
（特別編）：令和元年5月20日@都内（約400名参加）
ジャネット・サディク＝カーン氏を招聘・講演
- 第2回：令和2年1月24日@神戸市
- 第3回：令和3年3月4日@Web配信（約380名参加）
- 第4回：令和4年3月9日@Web配信（約360名参加）
- 第5回：令和5年2月9日@Web配信（約600名参加）



第1回全国会議



ジャネットサディクカーン氏講演

【マチマチ現地勉強会】

- 平成31年度：10/12@大阪市、10/26@さいたま市、
12/13@北九州市
- 令和元年度：7/26@仙台、10/18@岡崎市
2/17@松山市
- 令和2年度：11/6@沼津市
- 令和3年度：1/21@Web配信
- 令和4年度：11/28@岡山市・Web配信

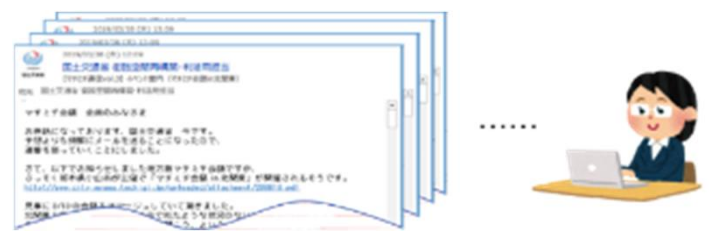


現地勉強会@岡山



現地勉強会@岡山

○マチミチ会議事務局 (hqt-machi-michi@mlit.go.jp) では、マチミチ会議会員に対して、公共性の高い街路空間再構築・利活用に関する取組をはじめとする各種情報発信を「マチミチ通信」として行っています。地元の取組紹介やイベント案内等、何か発信したい場合も、随時受け付けておりますので、お気軽に上記アドレスまでご相談ください。



○各地方公共団体主催での「マチミチ会議」も開催。内容の企画や広報について協力しています。

この街路から、まちが変わる。

2019.4.16(火)
13:00-16:00 栃木県小山市・会連学習センター
マチミチ会議 in 北関東

国土交通省が主催する「マチミチ会議」は、国土交通省が主催する「マチミチ会議」の開催報告や、各地で開催された「マチミチ会議」の様子を掲載しています。

高橋 誠
「プレイスメイキングの理論と実践」

マ/北レディスカッション
高橋 誠 x 小島 大 x 高橋 誠 x 高橋 誠 x 高橋 誠 x 高橋 誠 x 高橋 誠

- H31年4月に栃木県小山市が主催した「マチミチ会議in北関東」。
- チラシ・投影資料のテンプレート、シナリオ原稿、配布資料等のドラフトなど各種材料を国土交通省から提供
- 広報も国土交通省より協力
- 小山市にとっては、地元で大きく反響を呼んだ

開催レポート→

